

練馬区長期計画

平成22年度(2010年度)～26年度(2014年度)

〈素案〉



平成21年(2009年)7月

練馬区

長期計画 目次

第1部 総論編

第1章 長期計画の基本的考え方

1 策定の目的	2
2 計画期間	2
3 計画の性格	2
4 計画の構成・内容	3
5 個別計画との関係	3

第2章 計画策定的前提・背景

1 練馬区の現況	4
2 人口の動向	5
3 社会の動向	7

第3章 計画を実現する仕組み

1 「区政経営の基本姿勢」に基づく計画の推進	12
2 計画と行政評価との連動	12

第2部 基本計画編

第1章 ねりま未来プロジェクト

ねりま未来プロジェクトとは	16
1 みどりプロジェクト	18
2 農プロジェクト	20
3 アニメプロジェクト	22
4 人づくりプロジェクト	24
5 地域コミュニティ活性化プロジェクト	26

第2章 施策体系と分野別重点事業

計画における分野別の政策と施策の体系	30
1 子ども分野	32
2 健康と福祉分野	34
3 区民生活と産業分野	36
4 環境とまちづくり分野	38
5 行政運営分野	40

第3章 各政策・施策の内容

1	子ども分野	42
2	健康と福祉分野	70
3	区民生活と産業分野	126
4	環境とまちづくり分野	166
5	行政運営分野	226

第3部 実施計画編

1	施策の体系および計画事業	242
2	区立施設の改修・改築	254

参考資料

練馬区新長期計画（平成18～22年度）計画事業の 平成21年度末における達成状況 [見込み]	255
---	-----

第 1 部 総論編

第1章 長期計画の基本的考え方

1 策定の目的

区では、概ね10年後の平成30年代初頭を目標年次とした「新練馬区基本構想」（以下「新基本構想」といいます）を、平成21年12月を目途に策定するよう検討を進めています。

新基本構想は、区民と区が、練馬区のめざす姿を目標として共有し、ともに手を携えて着実にこれからの練馬区を築いていくための指針であり、区の計画体系の最上位に位置する区政運営の基本的指針となるものです。

新基本構想素案では、概ね10年後の平成30年代初頭を目標年次としてめざしていく、練馬区のあるべき姿を下記のとおり掲げています。

練馬区のめざす10年後の姿

創造都市
人とみどりが輝く ふるさと都市を
ともに築き、未来へつないでいきます

（新基本構想素案「第1章 練馬区のめざす10年後の姿」より抜粋）

この長期計画は、新基本構想で設定する「練馬区のめざす姿」を実現する施策・事業を体系的に明らかにするために策定します。

2 計画期間

長期計画の計画期間は、新基本構想が目標年次としている平成30年代初頭までの前半5か年に当たる平成22年度（2010年度）から26年度（2014年度）までとします。

3 計画の性格

- 新基本構想の「練馬区のめざす姿」の実現に向けて、計画期間内に取り組む施策・事業を体系的に示すとともに、施策の5年後の目標を明示する計画です。
- 新基本構想において掲げる、区民の参画・協働を得ながら分野横断的に取り組む「ねりま未来プロジェクト」を具体的に示す計画です。
- 区が単独で実施する施策に限らず、区民、事業者等との協働や、国、都、他自治体との役割分担、連携により進めていく取組も含んだ計画です。

4 計画の構成・内容

この計画は、基本計画と実施計画により構成します。

(1) 基本計画

「ねりま未来プロジェクト」の主要な取組を示すとともに、「分野別の政策・施策体系」および「各施策の目標と主な取組内容」を明らかにします。

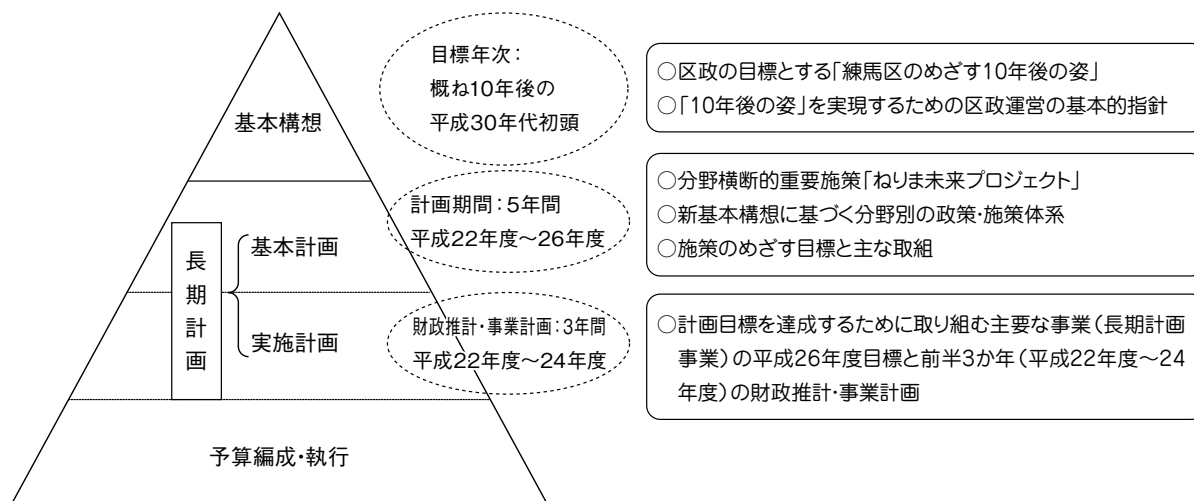
分野別の政策・施策体系においては、分野別目標—政策—施策—基本事務事業の4段階に体系化し、それぞれ目的—手段の関係となるよう整理しています。政策、施策、基本事務事業は最も関係の深い分野にそれぞれ位置付けていますが、必要に応じて他の分野とも連携を図りながら展開していきます。

(2) 実施計画

長期計画素案では、計画の目標を達成するために取り組む主要な事業（長期計画事業）について、事業のあらましと平成26年度目標を示します。計画策定の際には、計画期間の前半3か年に当たる平成22年度～24年度の財政推計と長期計画事業の事業計画についても明らかにする予定です。

※実施計画については、社会経済情勢の変化や新たなニーズに対応するため、中間に見直しを行い、平成24年度～26年度の改定計画を策定する予定です。

区の計画体系のイメージ図



5 個別計画との関係

区では、各分野において、法令等に基づくものなどさまざまな個別計画を策定しています。新基本構想および長期計画は、全ての個別計画を先導する上位計画として位置付けます。

第2章 計画策定の前提・背景

1 練馬区の現況

(1) 位置・面積・地形等

練馬区は23区の北西部に位置し、東西約10km、南北約4～7kmのほぼ長方形で、面積は48.16km²です。23区では、大田区、世田谷区、足立区、江戸川区に続いて5番目の広さです。

地盤高は西側が高く、東側へ行くにつれて低くなっていきますが、比較的高低差の少ないならかな地形をしています。

練馬区内には、西武池袋線、西武豊島線、西武新宿線、東武東上線、東京メトロ有楽町線、西武有楽町線、都営大江戸線が運行しています。平成20年6月には東京メトロ副都心線が開通し、乗り入れが開始されました。

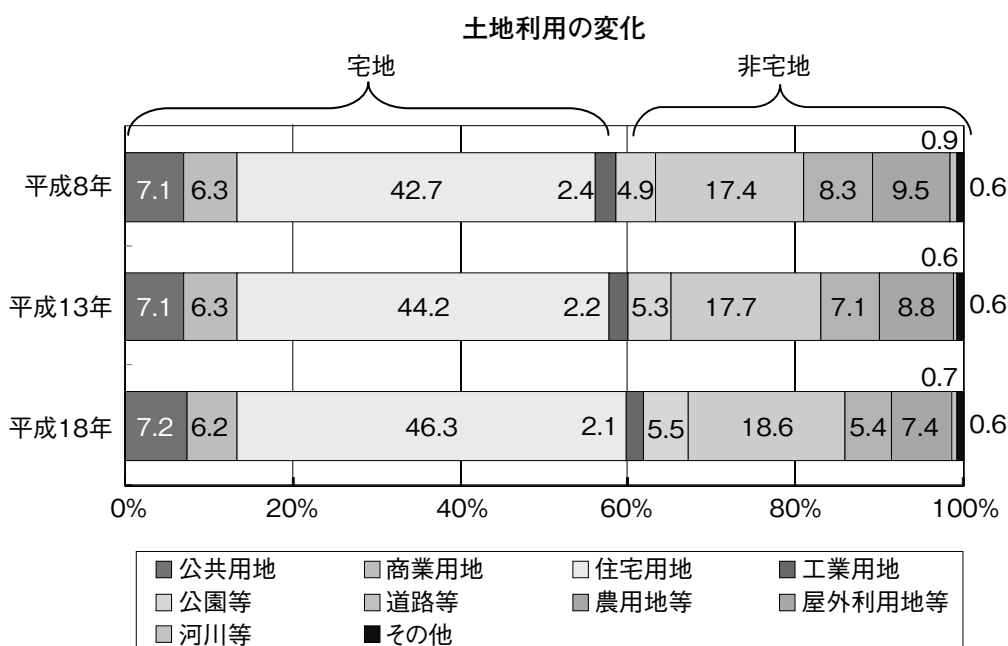


(2) 土地利用の状況

平成18年の土地利用現況調査では、宅地の比率は61.8%で、宅地のうち住宅用地の比率が全体の46.3%を占め最も高く、次いで公共用地が7.2%、商業用地が6.2%となっています。

非宅地の比率は38.2%で、そのうち道路等が18.6%、屋外利用地等が7.4%、公園等が5.5%、農用地等が5.4%でした。

平成8年、平成13年の調査と比較すると、住宅用地、道路等が増加している一方で、農用地等と屋外利用地等は減少しています。このことから、農用地等や屋外利用地等が住宅用地に変化していることがうかがえます。



(出典:練馬区の土地利用)

2 人口の動向

(1) 人口の現況

練馬区の人口は平成20年4月に70万人を超え、平成21年1月1日時点での人口（住民基本台帳による人口および外国人登録人口）は、702,922人であり、23区の中では世田谷区に次ぐ人口規模となっています。

年齢構成は、年少人口（0歳～14歳）が89,770人（12.8%）、生産年齢人口（15歳～64歳）が480,173人（68.3%）、65歳～74歳の高齢者が72,860人（10.4%）、75歳以上の高齢者が60,119人（8.6%）となっています。

(2) 人口推計

平成16年1月から平成21年1月までの人口の推移の実績に基づいて、平成36年までの人口を推計したところ、推計期間を通じて人口は増加し続け、平成26年には72万人を、平成34年には74万人を超えますが、増加率は徐々に低下していき、平成36年には約74万4千

人となる結果になりました。今後の人口増加数は、平成36年までで約4万2千人と推計されます。

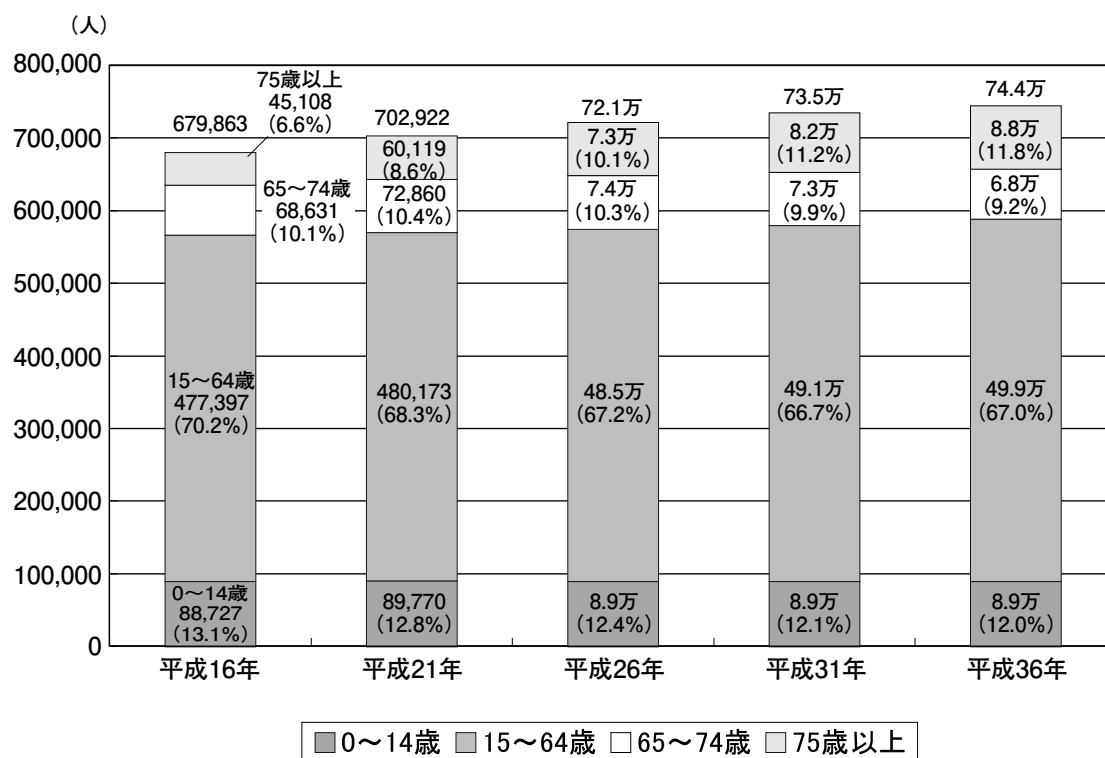
男性人口は約1万5千人増加し、平成36年には約36万2千人に、女性人口は約2万7千人増加し、平成36年には約38万2千人になります。

《年齢4区分別人口構成》

年少人口（0歳～14歳）は、推計期間を通じて9万人弱で推移し、割合は平成21年の12.8%からわずかずつ減少して、平成36年には12.0%となります。

生産年齢人口（15歳～64歳）は現在の約48万人から緩やかに増減した後、平成28年から少しずつ増加していき、平成36年には約49万9千人になります。割合は現在の約68%からわずかに減少し、67%前後で推移していきます。

高齢者人口（65歳以上）は増加していき、割合は平成25年中に20%に達すると推計されます。また、65歳～74歳の高齢者と75歳以上の高齢者に分けて見ると、前者は10%前後で推移したのち減少していきませんが、後者は増加傾向が続きます。



3 社会の動向

(1) 世界的経済不況

平成19年(2007年)、サブプライム・ローン問題に端を発し、平成20年(2008年)の大手証券会社リーマン・ブラザーズの経営破綻などにより、アメリカからはじまった金融不安は、100年に一度ともいわれる世界同時不況を招きました。

わが国でも、円高、株安、消費の落ち込みなどにより、企業収益は大幅に減少し、企業の倒産が相次ぎ、雇用情勢も急速に悪化しました。

このような経済状況に対し、国や地方自治体ではさまざまな緊急経済対策を実施しています。練馬区でも、平成20年度補正予算、21年度予算において、総事業費規模200億円を超える緊急経済対策に取り組んでいます。

景気の悪化により区の歳入は大幅な減収が見込まれ、景気が回復に向かうまで、ここ数年の間は非常に厳しい財政状況が予想されます。こうした中で、区政の多様な課題に対応しつつ、区民生活を守り、向上させていくために、限られた財源を効果的・効率的に優先度の高い事業に配分する「選択と集中」をより一層進め、持続可能な区政経営を行うことが求められています。

(2) 地球環境問題への対応

京都議定書^{※1}の平成17年2月の発効により、わが国は、温室効果ガス^{※2}の排出量を、平成20年から24年までの間で、基準年である平成2年と比べ6%削減することが義務付けられています。排出量は基準年を上回ったまま増加傾向にあります。また、限りある資源を有効に活用するためにも、循環型社会への転換の必要性が打ち出され、3R(廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクル)の取組が求められています。

練馬区でも、温室効果ガスの排出量は増加傾向を示しており、住宅都市という性格から、特に民生部門(一般家庭・事業活動)における排出量が大きく増加しています。区では、地球温暖化問題に対する足元からの行動を広げるために、区民・事業者が日常生活や事業活動において進める省エネルギーなど環境配慮の取組に対する支援を行っています。また、区内のごみ排出量は減少傾向にありますが、平成20年10月から資源とごみの分別区分を変更するとともに、容器包装プラスチックの資源回収を開始するなど、回収品目の拡大と資源化を進めています。

今後区は、区民や事業者との連携を深め、温室効果ガスを削減する取組を進めることが急務となっています。また、各種リサイクル事業などへの区民・事業者の参加を一層促し、循環型社会づくりを推進することが求められています。

一方、都市におけるみどりは、うるおいのある生活環境の形成などに加え、ヒートアイ

▶用語解説

※1 京都議定書：平成9年12月に京都市で開催された「第3回気候変動枠組条約締約国会議(COP3)」において議決した議定書。この中で、平成2年を基準年とした、温室効果ガス排出量の約束期間内の削減目標が国別に定められました。

※2 温室効果ガス：大気中において赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっています。

ランド現象の緩和や温室効果ガス（二酸化炭素）の吸収など、地球環境問題に対しても重要な役割を果たすものと期待されています。

練馬区の緑被率^{※3}は、平成13年度調査までは減少傾向にありましたが、平成18年度調査ではやや増加し、26.1%となりました。しかし、区内のみどりの約8割は民有地にあり、約2割は農地です。このため、相続などに伴い消失する可能性がきわめて高い状況にあります。また、区民一人当たりの公園面積も23区の中では低い水準にあることなどから、樹林地や農地の保全、学校や公共施設の緑化、公園の整備など、さまざまな取組を進めています。

今後、環境問題への対応を強化する観点からも、みどりの保全・創出をより一層積極的に進める分野横断的な取組が求められています。

（3）グローバル社会の進展

国境を越えた人、物、資金、情報の流通が進む「グローバル化」は、世界規模の企業再編、国際競争の激化に対応できる経営基盤の確立や、付加価値の高い技術革新・開発が求められるなど、経済面においてさまざまな変化をもたらしています。特に、IT技術の発達や高速インターネットインフラ^{※4}の急速な普及は、世界中のあらゆる情報を入手し発信することを可能とし、コンテンツ産業^{※5}は先端的な新産業分野として高い成長可能性を見込まれています。一方、アニメをはじめとした日本文化が海外で高い人気を保つなど、産業のグローバル化は社会・文化の面にも影響を与えています。

練馬区には、わが国最大のアニメ産業集積^{※6}があります。日本のアニメは国際的な評価が高く、コンテンツ産業の中でも将来有望な産業の一つであることから、区内のアニメ産業集積を活かして国際競争力をもつ産業へと育成し、地域経済全体の活性化を図ることが必要となっています。また、アニメをはじめ地域の文化を内外に発信していくことで、練馬区の魅力を一層高めることが期待されます。

（4）少子高齢化の進展

わが国では、戦後、年少人口（0歳～14歳）比率は減少傾向、高齢者人口（65歳以上）比率は増加傾向にあり、平成9年には、年少人口比率と高齢者人口比率が逆転しました。平成20年には高齢化率（65歳以上の人口比）は22.1%になっています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」（平成18年12月）では、平成25年には高齢化率が25%を超え、4人に1人が高齢者となると見込まれています。また、生産年齢（15歳～64歳）人口は、平成8年をピークとして減少に転じ、今後も減少が続くものと予測されています。

※3 緑被率：樹木や草などのみどりに覆われた部分および農地の、その地域全体の面積に占める割合。平成18年度調査では、13年度調査と同じ抽出規模10㎡単位では22.2%で、13年度の20.9%より1.3ポイントの増加、抽出規模1㎡単位では26.1%でした。

※4 高速インターネットインフラ：常時接続でかつ大容量のデータを短時間で送受信することが可能なインターネット回線のこと。ADSL回線を利用したサービスの低価格化が進んだことに伴って、平成13年以降急速に普及しており、近年は光ファイバなどの超高速インターネットインフラの普及も進んでいます。

※5 コンテンツ産業：映画、音楽、放送、アニメ、ゲーム、出版、キャラクタービジネスなどの様々な情報産業の総称。

※6 アニメ産業集積：アニメの企画・制作にかかわる産業の集積。

一方、総人口に目を向けると、平成17年、わが国は出生数より死亡数が上回る人口減少を経験しました。平成18年には再び増加に転じたものの、長期的にみると人口は今後減少傾向となるものと見込まれています。

人口減少と高齢者人口の増大に対し、年金や医療、介護など社会保障制度の持続性を確保していくこと、子育ての不安感や負担感を軽減し、次世代を担う子どもが健やかに生まれ育つ社会づくりを進めることなどが求められています。また、生産年齢人口の減少に伴い、労働力人口は高齢化しながら減少していくと予想されることから、若年者、女性、高齢者などの就業の促進や、仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）を図りながら労働生産性を高める取組が必要となっています。

練馬区でも、高齢者人口は増加し、平成21年には高齢化率が19.0%に達しています。一方、年少人口は近年わずかに増加し、今後も9万人弱で推移すると見込んでいますが、人口の増加の中で比率は微減傾向にあります。

区では、高齢者の生活を支える体制づくりに向けて、介護保険施設の整備や高齢者相談センターおよび支所の設置、高齢者の社会参加や就労への支援などを行ってきました。また、安心して子どもを産み育てられるよう、妊婦健診の公費負担の拡充や中学生までの子ども医療費の無料化、保育所や子ども家庭支援センターの整備などを進めてきました。

今後、高齢者人口の増加に対応した取組を一層進めるとともに、在宅子育て家庭への支援や仕事と育児の両立支援など、区民の多様なニーズに応じた子育て支援をさらに拡充していくことが求められています。

(5) 生活の安全安心への関心

マグニチュード7程度の地震が今後30年以内に南関東で発生する確率は70%程度^{※7}といわれており、切迫する首都直下型地震への関心が高まりつつあります。また近年、局地的豪雨による都市型水害が問題となっています。一方、振り込め詐欺などの犯罪の多発、食品偽装や毒物混入による健康被害、新型インフルエンザの国内での感染拡大など、生活の安全を脅かすさまざまな事件・事象が存在しています。

このような状況に対し、練馬区においても住宅等の耐震化・不燃化や河川等の改修の促進など、災害に強いまちづくりを推進するとともに、区民の安全安心を守るための危機管理体制の充実を図っています。

災害や犯罪をはじめ、さまざまな危機に対し、区民生活の安全を確保するためには、「自分の責任で行うべきことは自分自身が行う」「自分だけでは解決困難なことは地域で力を合わせて助け合う」「個人や地域、民間の力では解決できないことについては行政等が行う」という自助・共助・公助の考え方が基本となります。区は、区民自らが生活の安全対策に取り組むよう意識の向上等を図るとともに、町会・自治会をはじめ各種の地域団体などと連携しながら、警察・消防などの関係機関とともに地域社会の安全確保に取り組むことが必要となっています。

※7 70%程度：地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価より。

また、国民の命と健康を守る医療については、中核的病院の勤務医の不足等により、救急医療や小児救急医療、周産期医療など、地域に必須の医療機能の確保が困難な状況が全国的に生じています。

区は、地域医療を充実するために、平成3年に日本大学医学部附属練馬病院を、平成17年に順天堂大学医学部附属練馬病院を誘致してきました。しかし、現在も人口10万人当たりの一般・療養病床数は23区で最も少ない状況にあります。

このため、既存病院の増築・増床や新たな病院の整備等により医療環境を整えることが求められています。

(6) 福祉のまちづくり・地域福祉の推進

従来、高齢者や身体障害者を主な対象としてバリアフリー^{※8}施策が国や地方自治体において展開されてきましたが、近年、さらに対象範囲を拡大し、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に立った施策への転換が図られています。また、少子高齢化、核家族化等の進行により、地域の相互扶助機能が低下しつつある状況に対し、地域における新たな支えあいをつくる地域福祉の推進が重視されています。

練馬区においても、すべての区民が地域の一員としていきいきと快適に生活し、自由な行動と社会参加ができる福祉のまちの実現をめざして、ハード・ソフトの両面から取組を進めています。また、さまざまな生活課題に対して地域社会全体で相互支援を行う地域福祉を推進する体制づくりにも取り組んでいます。

練馬区では、ひとりぐらしや高齢者のみの世帯、認知症高齢者等、支援の必要な高齢者が増加しています。また、障害者数も増加傾向にあります。

このような状況に対し、だれもが安心して生活できる地域社会づくりへ向けて年齢、性別、言語、個人の能力等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいまちづくりを着実に進めていく必要があります。また、区民の多様な地域福祉活動への支援の充実が求められています。

(7) 成熟型社会への移行

物質的な豊かさに加え、精神的な面での豊かさが重視されるようになり、社会が成熟段階を迎えた今日のわが国では、生きがいのある人生と自己実現への希求が高まっています。また、各個人が、社会の変化に応じて知識を習得し技能等を更新しながら、それぞれのもつ資質や能力を生涯にわたり向上させることができる環境づくりが求められています。さらに、学んだことを職場や地域等に還元することも社会の要請となっています。

練馬区では、公民館や図書館、美術館、練馬文化センターなどの文化・生涯学習施設や各種スポーツ施設が多く、多くの区民に利用され、多様な生涯学習活動が活発に行われています。

区民の文化・生涯学習・スポーツ活動に対する関心やニーズは今後も高まるものと考えられ、生涯にわたって学び、活動することができる社会の実現のための多様な場や機会の充実が一層求められています。また、学習成果を適切に活かし、地域社会全体の課題解決と向上に貢献するための仕組みづくりも必要です。

※8 バリアフリー：障害者等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁を除去すること。

(8) 「新しい公共」と地域コミュニティの活性化

人々の社会への参加意識が高まり、住民が自ら地域の問題の解決に取り組んでいく活動が活発になっています。このような意識の変化を背景に、個人や町会・自治会、NPO^{※9}・ボランティア団体、企業などが、行政との協働のもとに、地域における新たな公共的・公益的活動を担っていく「新しい公共」と呼ばれる取組が進められています。こうした活動を活性化するためには、その基盤となる地域コミュニティに活力があることが重要です。

練馬区では、人口が増加する中で、町会・自治会の加入世帯割合は近年では40%台前半で推移しているため、活動費の補助や加入促進パンフレットの作成など、町会・自治会への支援を充実しています。一方、さまざまな分野で公益的な活動に取り組むNPOは増加しており、練馬区NPO活動支援センターの運営等を通じて支援を行っています。また、平成20年度には、地域活動の場として大きな役割を果たしている地域集会施設を一層利用しやすくするため、地区区民館・地域集会所・区民館について名称や機能等を見直し、21年度から区民館を地域集会所と名称変更したほか、これらの施設の利用方法、利用料金の見直しなどを行ったところです。

今後は、地域における人と人とのつながりをつくり、地域コミュニティの活動がさらに活性化するように、地域の実情に即した支援を拡充していくことが求められています。また、区民や地域で活動している団体等と区との協働のあり方を明確にし、多様な主体と区が役割分担しながら、効率的・効果的に公共サービスを提供できるようにするための仕組みを構築することが必要となっています。

(9) 地方分権改革の進展

国と地方との関係、都道府県と市町村との関係を「対等・協力」の関係にすることをめざした第一期地方分権改革から、地方の税財政に焦点を当てた三位一体の改革などを経て、現在、一層の地方分権改革をめざす第二期地方分権改革が進められています。また、国と都道府県のあり方を抜本的に見直すこととなる「道州制」の議論も本格化しています。

地方自治体の権限拡大が進む一方で、責任も増し、地方自治体には「自己決定・自己責任」の原則に基づき、自立的な財政力と政策形成能力を高め、自治体としての魅力を高めていくことが求められています。

また、練馬区を含む特別区は、平成12年の特別区制度改革により、都の内部的団体から他の市町村と同じ基礎的自治体として位置付けられ、清掃事業をはじめとした区民生活に身近な事業も都から区に移管され、区民ニーズに応じたきめ細かな対応が可能となりました。現在、さらなる都区制度改革の推進に向けて、都と区の間で検討が続いています。

練馬区においても、基礎的自治体としての役割にふさわしい権限と、それに見合った財源が確保されるよう、引き続き都区制度改革について東京都や他の特別区と協議しながら取り組んでいく必要があります。さらに、区民に最も身近な「地方政府」としての責務を果たしていくことが求められています。

※9 NPO:Non-profit Organization の略称で、社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。「NPO 法人」という場合は、一般に特定非営利活動促進法（NPO 法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」を指します。

第3章 計画を実現する仕組み

1 「区政経営の基本姿勢」に基づく計画の推進

新基本構想素案では、「練馬区のめざす10年後の姿」を実現するための、区政全般にわたる三つの原則的な考え方を、「区政経営の基本姿勢」として明示しています。

区政経営の基本姿勢

1 区民主体、地域コミュニティ重視のまちづくり

区は、区民の暮らしの基盤となる地域コミュニティを重視します。区民は、地域に暮らす人とふれあい、地域の活動に参加するなどして、互いに信頼感をもってつながることによって、支えあい、心豊かに暮らすことができます。こうした地域コミュニティをはぐくむのは、一人ひとりの区民です。区は、区民の自発性・主体性を尊重しながら、地域コミュニティづくりを支援していきます。

2 区民と区との協働のまちづくり

区は、区民の区政への参画を一層促します。区民やさまざまな団体、事業者と区が、それぞれ持ち味を十分に発揮しながら、地域の多様な課題の解決に力を合わせて取り組み、より良い練馬のまちをともに築いていけるよう、協働の仕組みづくりを進めます。

3 持続可能な区政経営の実現

区は、区民福祉の向上をめざし、さまざまな地域の資源を有効に活用しながら、区民の視点に立った質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供します。そして、その成果を検証して公表し、区民との情報の共有を図ります。このような仕組みを構築することで、区政を取り巻く情勢の変動に柔軟かつ確に対応するとともに、財政基盤を強固にしながら、持続可能な区政経営を実現します。

(新基本構想素案「第2章 区政経営の基本姿勢」から抜粋)

長期計画においても、この三つの基本姿勢を、すべての政策・施策・事業の展開において貫く考え方とし、新基本構想の実現に取り組んでいきます。

2 計画と行政評価との連動

区は、限りある行政資源（財源、人）を一層有効かつ適正に活用するために、施策や事務事業を評価し、改革・改善につなげていく仕組みとして、平成14年から行政評価を実施しています。

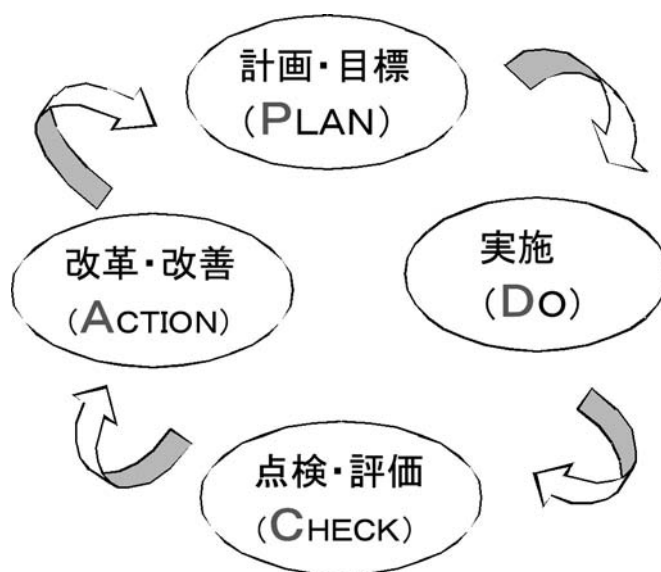
行政評価は、従来の「予算をいくら使ってどれだけ事務事業量をこなしたか」（執行重視）の視点に加え、「事務事業の実施によって区民の生活がどう変わり向上したのか」（成果重視）を評価・説明するものです。例えば「道路整備」という事業は「いくら費用をかけて、どれだけ道路をつくったか」（執行重視）を評価することに加えて、「どのように仕事をして、どれだけ渋滞を解消したか」（成果重視）を評価し、評価の結果を説明するものです。

この長期計画（平成22年度～26年度）でも、行政評価との連動により、「計画・目標＝施策・事業の立案と指標・目標値の設定」（PLAN）⇒「実施＝予算編成・事業執行」（DO）⇒「成果の点検・評価」（CHECK）⇒「改革・改善」（ACTION）という一連のサイクルにより計画の目標の実現に向けた取組を推進します。

このため、「ねりま未来プロジェクト」や各施策において、達成度を測る具体的な成果指標（モノサシ）と目標を設定します。目標の達成状況については、行政評価において毎年行う事務事業評価、隔年で行う施策評価と連動して把握し、公表していきます。

また、施策評価の結果については、公募区民や学識経験者等による行政評価委員会において第三者評価を行い、その提言に基づき行政評価制度の改善を行いながら計画目標の達成に取り組んでいきます。

行政評価のイメージ



2 健康と福祉分野

高齢者や障害者などだれもが 安心して暮らせる社会を実現する

政策21 健康な暮らしを支える

政策22 安心して医療を受けられる環境を整える

政策23 地域で福祉を支える

政策24 高齢者の生活と社会参加を支援する

政策25 障害者が自立して生活できるよう支援する

政策26 生活の安定を図る

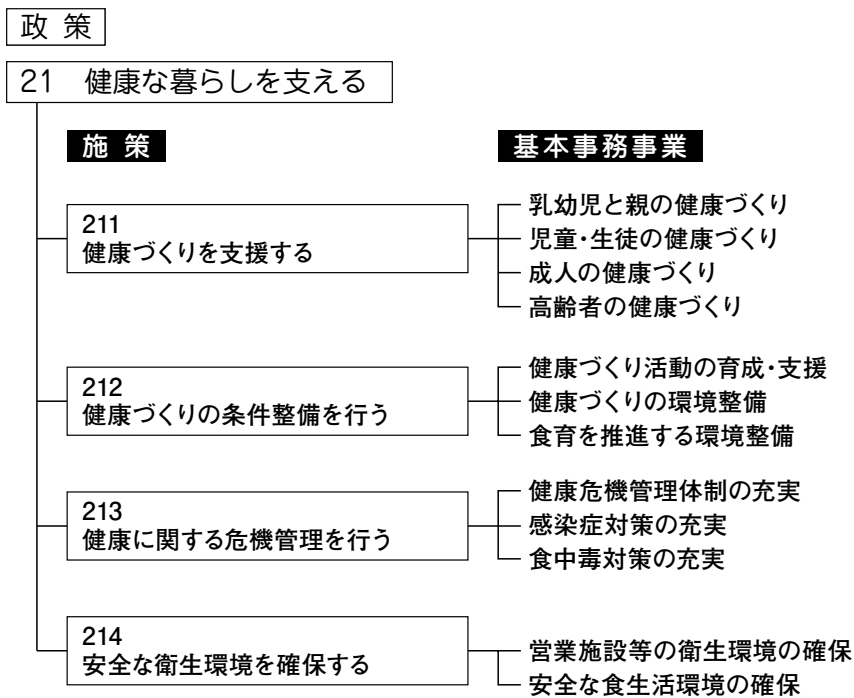
政策21

健康な暮らしを支える

政策の概要

乳幼児、児童・生徒、成人、高齢者といったそれぞれの年代に応じた健康づくりを支援します。また、地域における健康づくりを推進するための人材育成や支援を行うとともに、受動喫煙の防止や食育の推進など、健康づくりの環境整備に取り組みます。さらに、区民が安心して健康な暮らしを送ることができるよう、感染症対策、食中毒対策の充実など健康に関する危機管理とともに、安全な衛生環境の確保に取り組みます。

この政策で展開する施策と基本事務事業



政策21 健康な暮らしを支える

施策211

健康づくりを支援する

この施策の目標（めざす状態）

乳幼児、児童・生徒、成人、高齢者の各年代で健康目標を持ち、区民一人ひとりが健康づくりに取り組み、心身ともに健やかに生活できている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

高齢化の急速な進展に伴い疾病構造が変化し、がん（悪性新生物）、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病が増加し、区民の死亡原因の約6割を占めています。また、がんの死亡率は依然として第1位です。一方、核家族化の進行などにより、育児に対する不安感や負担感を抱く子育て家庭が増加しています。

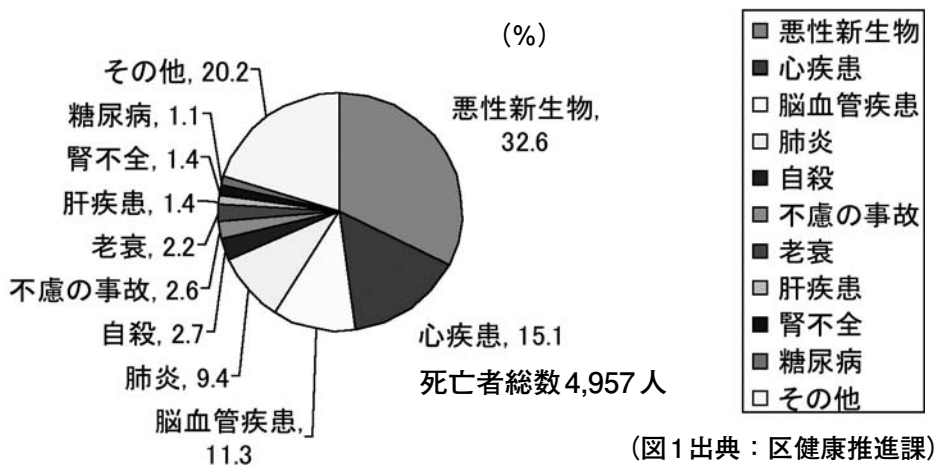
■課題

特定健康診査・特定保健指導や健康教育を通じて、食生活の改善、禁煙、日常的な運動の習慣化を指導し、生活習慣病を未然に予防していくとともに、がん検診の受診率を向上させることにより、がんの早期発見に努め、死亡率の減少につなげることが必要です。さらに、育児に対する不安感や負担感を軽減するため、親子の心身の状況や養育状況を把握し、助言や指導を行うことが必要です。

■国・都・他自治体の動向

国は、「がん対策基本法」（平成19年4月施行）で、がんの早期発見の観点から、がん検診受診率の抜本的な向上を図ることとしています。また、平成20年度から、メタボリックシンドローム*に着目した特定健康診査・特定保健指導の実施が、医療保険者に義務付けられました。

図1 平成20年1～12月中の練馬区民の主な死亡原因



▶用語解説

* メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）：内臓脂肪に加え、高血糖、脂質異常、高血圧が重なった状態。放っておくと動脈硬化の進行が速くなり、心臓病や脳卒中などの命に関わる病気を招くことがあります。

この施策で展開する主な事業

<乳幼児と親の健康づくり>

○妊娠・出産・子育ての期間を通じ、安全な出産、子どもの健全な発育を応援します。

<児童・生徒の健康づくり>

○健康なからだ、健康な歯の大切さを伝えるための事業を推進していきます。

<成人の健康づくり>

○生活習慣の改善を通じ、生活習慣病の予防を応援します。

<高齢者の健康づくり>

○高齢者それぞれの目標に沿って、社会的な活動を行うための健康の維持を応援します。

写真1 平成21年度歯科衛生図画ポスター
コンクール 図画の部 特賞受賞作品



写真2 平成21年度歯科衛生図画ポスター
コンクール ポスターの部 特賞受賞作品



(写真1、2出典：区健康推進課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
40～74歳までの国保加入者におけるメタボリックシンドローム該当者および予備群の人数	4,803人 (平成21年3月31日 速報値)	平成24年度に、平成20年度比で10%減少	減少

(指標と目標値の設定理由)
 特定健康診査・特定保健指導や健康教育を通じた、食生活の改善、禁煙、日常的な運動の習慣化の状況を測定します。練馬区特定健康診査等実施計画に基づき、平成24年度に平成20年度比で該当者数を10%減少させることをめざします。

この施策の主な担当組織	健康福祉事業本部 健康部 健康推進課
-------------	--------------------

施策212

健康づくりの条件整備を行う

この施策の目標（めざす状態）

区民が「健康」や「食」の大切さについて意識を高め、「健康」や「食」に関して信頼できる情報に基づき適切な判断を行うことによって、心身の健康を増進し健全な食生活を実践するとともに、地区組織、地域ボランティア、関係団体・事業者などが、行政と連携することにより、区民の健康づくり活動が推進されている状態。

この施策をめぐる現状と課題

■現状

生活習慣の乱れや生活習慣病が増加しているほか、健康および食に関する情報の氾濫から、区民が正しい情報を選択することが困難になっています。また、健康づくりのボランティア活動に興味はあるが、何をすればよいのか分かりにくいといった区民の声もあります。

■課題

区民が健康や食に関する必要な情報を整理し選択できる条件を整備するとともに、地域で健康づくりを推進する人材の育成と確保が必要です。また、民間事業者、NPO、ボランティア団体とも連携して、広く区民に健康づくり・食育^{※1}を推進していく必要があります。さらに受動喫煙被害に対する対応も求められています。

■国・都・他自治体の動向

食育基本法の施行を受け、農林水産省関東農政局ではNPO、民間団体、個人、行政等の相互間の連携をとり、食育を推進していくための「東京食育推進ネットワーク」を立ち上げています。

また、(財)健康・生きがい開発財団では、中高年の健康や生きがいづくりを支援する人材として「健康生きがいづくりアドバイザー」を養成しています。

▶用語解説

※1 食育：様々な体験や学習を通じて食の知識と食の選択力を学び、食の大切さの理解を深めて、生涯を通して健やかに過ごしていくことを実現するもの。

※2 練馬区食育推進ネットワーク会議：食育を区民・関係団体などと共に地域に広めるための検討や活動を行っています。

※3 健康づくり協力店：外食利用者が適切な栄養情報のもとに食事を選択できるように、栄養成分表示や栄養情報を店内に掲示している店舗。

この施策で展開する主な事業

<健康づくり活動の育成・支援>

○健康づくりボランティアを育成し、地域での自主的な健康づくり活動を支援します。

<健康づくりの環境整備>

○受動喫煙が健康に及ぼす影響を周知するとともに、受動喫煙防止対策を推進し、たばこを吸わない人にも配慮された環境づくりを進めます。

実施計画 17：受動喫煙防止のための分煙化推進事業

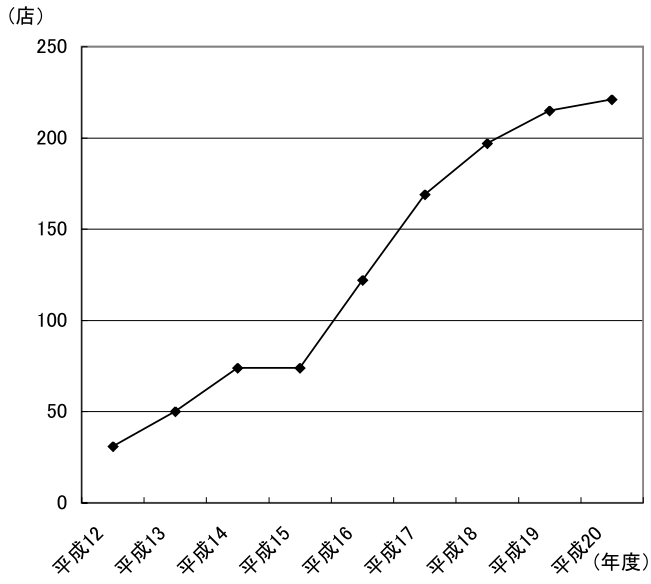
<食育を推進する環境整備>

○練馬区食育推進ネットワーク会議^{*2}等を開催し、区民、関係団体、行政が連携して食育の普及啓発活動と情報交換を行い、食育を推進します。

○区内飲食店や食品販売店が、健康づくり協力店^{*3}として栄養成分表示や栄養情報を店内に掲示することにより、区民に食の情報を提供します。

○区内の給食施設に対し、適切な給食が利用者に提供されるように支援します。

図1 健康づくり協力店数の推移



(図1 出典：区健康推進課)

写真1 健康づくり協力店登録証



(写真1 出典：区健康推進課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
食育に関心を持っている区民の割合	75%	85%	上昇

(指標と目標値の設定理由)

「食」の大切さについて、区民の意識をどれだけ高められているかを測定します。内閣府の食育推進計画を踏まえ、毎年2%ずつ上昇させていくことをめざします。

この施策の主な担当組織	健康福祉事業本部 健康部 健康推進課
-------------	--------------------

政策21 健康な暮らしを支える

施策213

健康に関する危機管理を行う

この施策の目標（めざす状態）

区民の生命、健康が損なわれる危機を回避し、発生時には被害を最小限にとどめることにより、区民が日常生活を安心して送ることができる状態。

この施策をめぐる現状と課題

■現状

健康危機の発生防止には、何よりも予防が重要です。区は、感染症の予防に有効な予防接種を推奨するために個別通知を行っています。さらに新型インフルエンザに対しては、国や都の対策動向を見定めつつ、正確な情報提供と可能な限り感染拡大を阻止することが求められています。

また、ノロウイルスによる感染症*および食中毒や、鶏肉や牛レバーの生食および加熱不足によるカンピロバクター食中毒が年間を通じて多数発生しています。さらに、食品に薬物が混入している事件も発生しています。

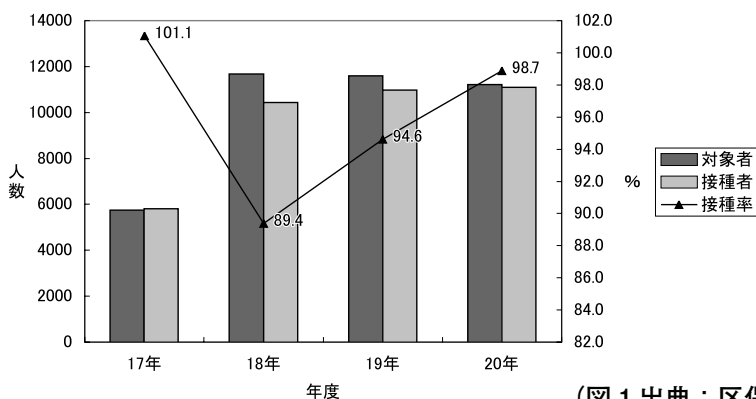
■課題

健康危機の発生を未然に防止し、発生時の被害を最小限に抑えるためには、国、都、区の役割分担のもと、十分な監視体制を整えることが必要です。また、発生規模や内容により地域の警察署、消防署、医療機関などとの協力・連携体制も必要です。

■国・都・他自治体の動向

国は平成21年2月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定し、都でも行動計画の改定と業務継続計画の策定を進めています。また、保健所は、健康危機管理の拠点と位置付けられています。

図1 練馬区の麻しん風しん混合ワクチンの接種率



(図1 出典：区保健予防課)

※平成17年までは、麻しん単抗原での接種。接種期間は生後12か月～90か月未満。

※平成18年から麻疹風疹混合ワクチンでの接種。2期制の導入。1期の接種期間は生後12か月～24か月未満。2期の接種期間は小学校就学前1年間。

▶用語解説

※ 感染症（1類～5類）：感染症法の中で、感染症の発生に伴う医療機関から保健所への届出等の対応・措置基準が1類～5類に分類されています。

1類…エボラ出血熱など8疾患 2類…結核など4疾患 3類…コレラなど5疾患 4類…A型肝炎など41疾患 5類…麻しんなど32疾患。

この施策で展開する主な事業

<健康危機管理体制の充実>

○健康危機管理対策本部の設置・運営と、状況に応じた危機管理対策本部への円滑な移行を図ります。

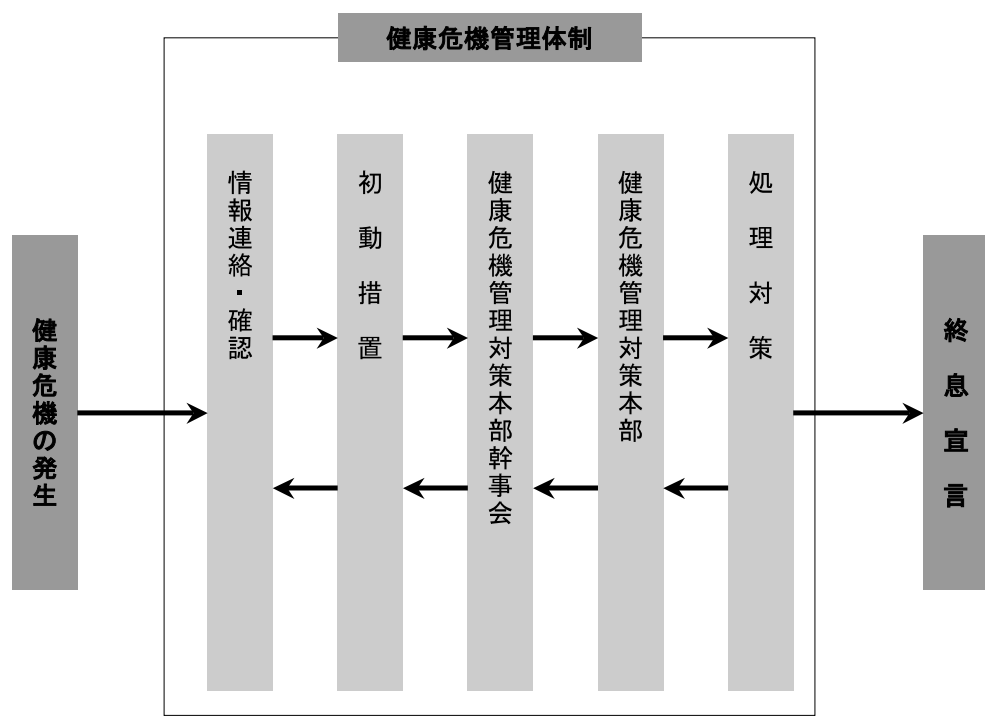
<感染症対策の充実>

○感染症の予防対策を進めるとともに、新型インフルエンザの発生など健康危機発生時に対応できるよう関係機関との連携強化や訓練の実施など対応能力の向上に努め、被害の防止を図ります。

<食中毒対策の充実>

○食中毒の防止対策を進めるとともに、啓発活動の充実を図ります。

図2 健康危機への対応の流れ



(図2出典：練馬区健康危機管理マニュアル)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
麻しん風しん混合ワクチンの接種率	98.7%	99.0%	上昇

(指標と目標値の設定理由)
 平成19年春に10代、20代を中心に麻しんが大流行したことを受けて、平成24年までに日本国内から麻しんを排除する「排除計画」を厚生労働省が定めています。この計画に基づき予防接種対象者全員に予防接種を勧奨し、接種率の向上をめざします。

この施策の主な担当組織	健康福祉事業本部 健康部 保健予防課
-------------	--------------------

政策21 健康な暮らしを支える

施策214

安全な衛生環境を確保する

この施策の目標（めざす状態）

区内の食品を取り扱う施設や理・美容所、公衆浴場、薬局等を区民が安心して利用できる衛生状況が確保できている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

食品の偽装表示や食品への有害物質の混入の問題などにより、食の安全・安心に対する区民の関心が高まっており、食品中に異物が混入している等の苦情が数多く寄せられています。また、環境衛生・薬事衛生についても区民の反応は敏感になっています。

■課題

安全な食生活に関する衛生環境の確保とともに、関連する苦情への対応や解決に取り組む必要があります。また、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、区民への情報提供を行うとともに、区民意見の施策への反映が求められています。

■国・都・他自治体の動向

食品安全委員会では、住民・事業者・行政間の意見交換が行われています。都では、食品の安全を確保する施策に「安全をみんなで考え安心をはぐくむ」という目標を設定し、各区でも、区民への情報提供と23区での連携事業を推進しています。

表1 過去5年間の食品衛生苦情処理件数（件）

	H16	H17	H18	H19	H20
異物混入	34	24	45	41	58
腐敗・変敗	0	7	3	2	4
カビの発生	4	7	10	10	10
異味・異臭	16	6	7	23	33
変色	6	1	6	4	1
変質	2	2	0	4	2
食品の取扱い	18	6	7	15	17
表示	9	7	5	17	10
有症	50	35	30	38	63
施設・設備	14	10	7	12	20
その他	19	21	20	17	23
総数	172	126	140	183	241

表2 食品添加物・成分規格違反件数（件）

H16	H17	H18	H19	H20
3	0	1	0	0

表3 食中毒発生件数（件）

H16	H17	H18	H19	H20
0	6	5	3	0

（表1, 2, 3 出典：区生活衛生課）

この施策で展開する主な事業

<営業施設等の衛生環境の確保>

○環境・薬事衛生に関する区民の満足度を維持・向上するため、区報・ホームページ等を利用し、適時適切な情報を提供します。また、個別の相談に適切に対応します。

<安全な食生活環境の確保>

○区民の食の安全・安心のため、毎年度作成する食品衛生監視指導計画に基づき監視指導を行います。特に、食中毒を起こしやすい食品を収去し検査を実施し、安全な食品を区民に提供できるように指導します。

○食品衛生に関する区民の満足度を維持するため、区報・ホームページ等を利用して適時適切な情報を提供し、また、個別の相談に適切に対応します。

写真1 食品衛生監視指導の様子



(写真1 出典：区生活衛生課)

写真2 食品検査の様子



(写真2 出典：区光が丘保健相談所)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
食品衛生苦情処理に対する区民の満足度	99.2%	100%	上昇

(指標と目標値の設定理由)
 区民の食品衛生に関する不安の解消を測定します。保健所での食品衛生苦情処理に対する区民の満足度（報告し、了承が得られた状態）を100%とすることをめざします。

この施策の主な担当組織	健康福祉事業本部 健康部 生活衛生課
-------------	--------------------

2 健康と福祉分野

高齢者や障害者などだれもが 安心して暮らせる社会を実現する

政策21 健康な暮らしを支える

政策22 安心して医療を受けられる環境を整える

政策23 地域で福祉を支える

政策24 高齢者の生活と社会参加を支援する

政策25 障害者が自立して生活できるよう支援する

政策26 生活の安定を図る

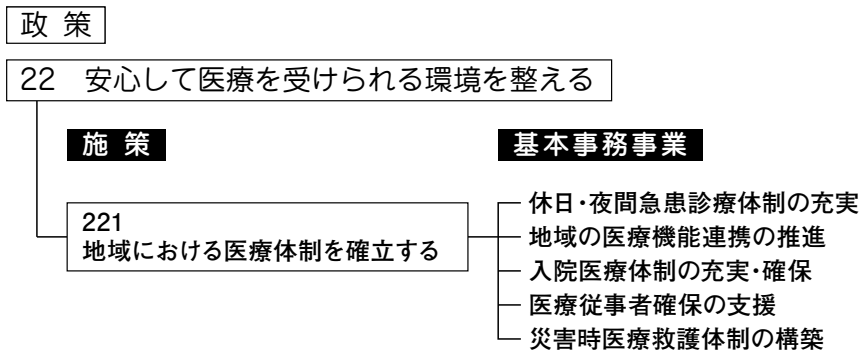
政策22

安心して医療を受けられる環境を整える

政策の概要

休日・夜間急患診療体制の充実や、地域における医療機能の役割分担と連携の推進に取り組み、地域における医療体制の確立を図ります。また、病床数等を確保し入院医療体制の充実を図るとともに、医療従事者の確保に向けた支援に取り組みます。さらに、災害時医療救護体制の構築に取り組みます。

この政策で展開する施策と基本事務事業



政策22 安心して医療を受けられる環境を整える

施策221

地域における医療体制を確立する

この施策の目標（めざす状態）

区内の病床が確保されるとともに、医療関係機関相互の連携体制が構築され、地域医療の環境が整っている状態。

この施策をめぐる現状と課題

■現状

練馬区の病床数（一般病床・療養病床）は、23区平均の約3分の1と極端に不足しています。また、平成20年度には、3つの病院が救急医療を休止し、うち2つの病院が閉鎖するなど深刻な状況に陥っています。

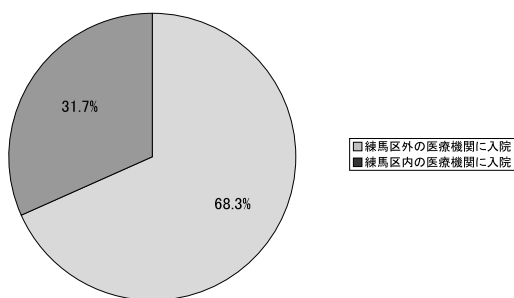
■課題

区内の既存病院、日本大学医学部付属練馬光が丘病院、順天堂大学医学部付属練馬病院の増築・増床等および新たな病院の整備などにより病床を確保することが必要です。また、疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）・事業（救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療）ごとに医療連携^{*1}を構築することが必要です。

■国・都・他自治体の動向

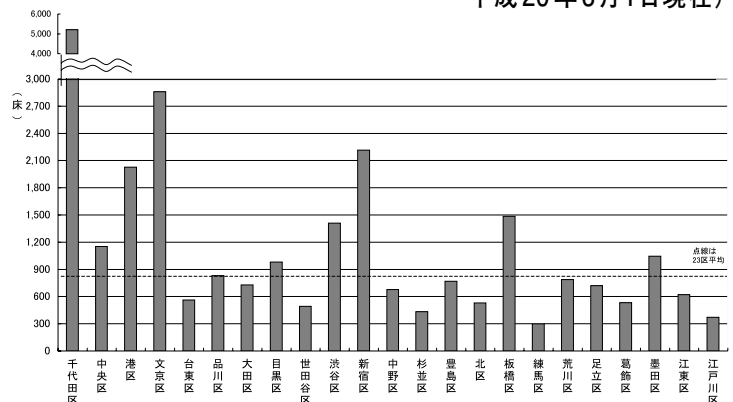
都では、都民中心の保健医療体制の実現を基本理念に、患者中心の医療体制づくりを行い、安全で安心できる医療体制の実現をめざしています。各区においても、二次保健医療圏^{*2}ごとに、がんや脳卒中、周産期医療などの医療連携を図っています。病床の確保は、本来、東京都の役割とされていますが、平成21年4月には台東区立台東病院が開設し、江東区においても新病院の整備を進めています。

図1 練馬区外の医療機関に入院する割合
（平成20年6月分の練馬区国民健康保険情報）



（図1, 2 出典：区地域医療課）

図2 23区病床数の比較（人口10万人当たりの一般・療養病床数
平成20年6月1日現在）



▶用語解説

※1 医療連携：診療所などの「かかりつけ医」と高度な検査機器や入院医療機能を持つ「病院」、「高度先進医療連携機能を持つ病院」がそれぞれ必要に応じて患者を紹介するなど医療機能の役割分担と連携を行うこと。

※2 二次保健医療圏：東京都保健医療計画で定めている、保健医療サービスを提供していくうえでの「地域的な単位」のこと。初期、二次、三次があり、初期は区市町村の区域、三次は東京都全域です。二次保健医療圏は、一般的な入院医療を基本的に確保する「地域的な単位」とされ、練馬区は区西北部医療圏（練馬、板橋、北、豊島の4区）に属しており、都全体で13圏域となっています。

この施策で展開する主な事業

＜休日・夜間急患診療体制の充実＞

○突発不測の傷病者が症状に応じた適切な医療を受けられるように、区と都が役割を分担したうえ、区は入院を必要としない軽症の救急患者に対応する初期救急医療を担い、休日・夜間診療体制の充実を図ります。

＜地域の医療機能連携の推進＞

○練馬区医師会、日本大学医学部付属練馬光が丘病院および順天堂大学医学部付属練馬病院を軸にして、疾病・事業ごとの医療連携を構築していきます。

＜入院医療体制の充実・確保＞

○練馬区の病床数（一般病棟と療養病棟）は、平成20年6月1日現在、人口10万人当たり約299床で、23区平均836床の約3分の1と23区で最も少なく、極端な病床不足の状況にあることから、病床の確保を図ることにより入院医療体制の充実を図ります。 **実施計画18：病床の確保**

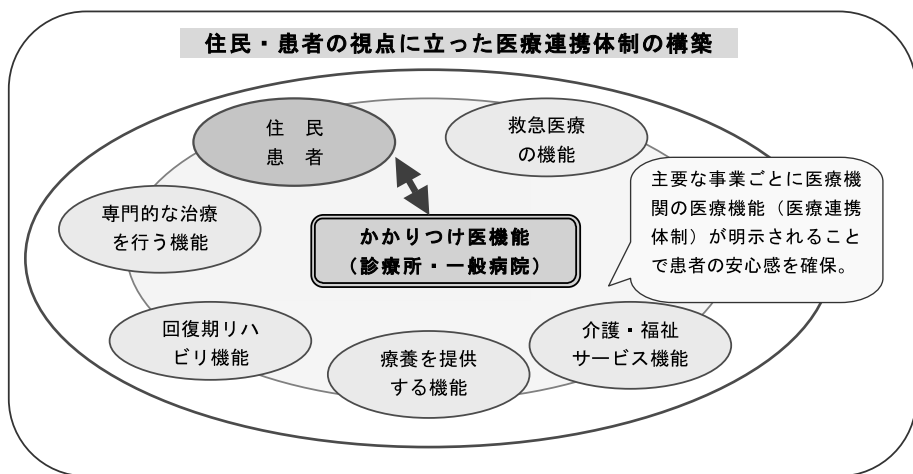
＜医療従事者確保の支援＞

○看護師等医療従事者の不足により区内の医療機関が十分な医療体制を維持することが困難になってきていることから、看護師等の医療従事者を確保するための支援を行います。

＜災害時医療救護体制の構築＞

○区内の医療機関および医療関係者等と連携し、区が誘致した2つの大学病院を核とした災害時の医療救護体制の構築をさらに推進します。

図3



(図3出典：区地域医療課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
練馬区内の一般・療養病床数	1,912床	2,612床	拡大

（指標と目標値の設定理由）
 入院医療体制の充実度を測定します。人口10万人当たりの病床数が23区平均の3分の1から2分の1となることをめざします。

この施策の主な担当組織	健康福祉事業本部 健康部 地域医療課
-------------	--------------------

2 健康と福祉分野

高齢者や障害者などだれもが 安心して暮らせる社会を実現する

政策21 健康な暮らしを支える

政策22 安心して医療を受けられる環境を整える

政策23 地域で福祉を支える

政策24 高齢者の生活と社会参加を支援する

政策25 障害者が自立して生活できるよう支援する

政策26 生活の安定を図る

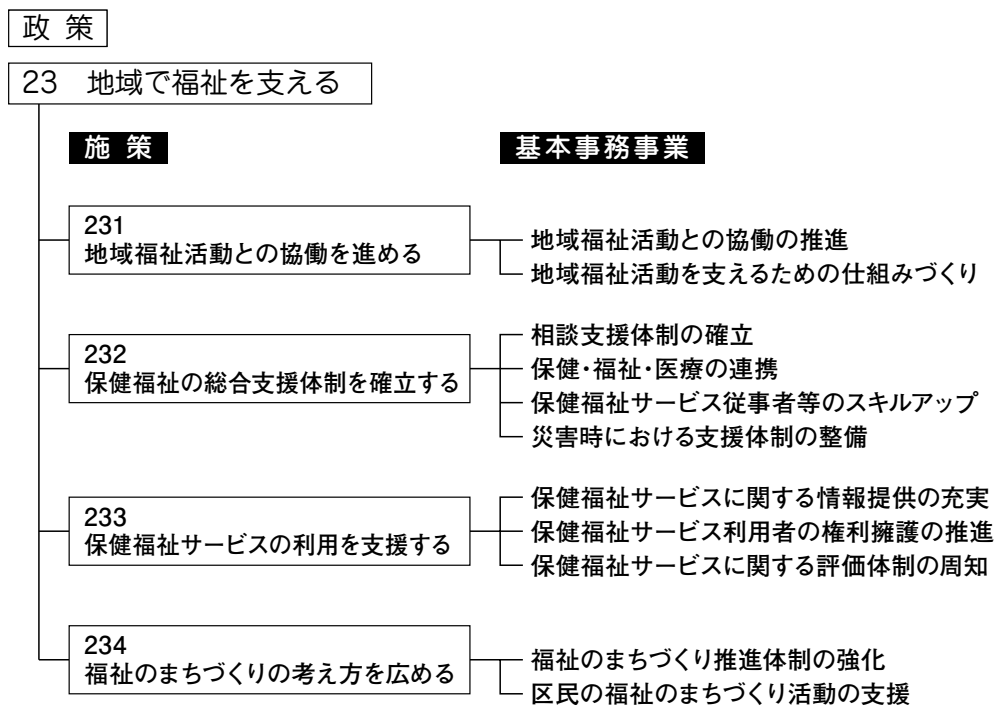
政策23

地域で福祉を支える

政策の概要

区民や地域の団体が取り組む福祉のさまざまな活動との協働を進めるとともに、相談支援体制の確立や保健・福祉・医療の連携、保健福祉サービス従事者等のスキルアップに取り組み、保健福祉の総合支援体制の確立を図ります。また、だれもが自分に合った保健福祉サービスを選択し利用できるよう、情報提供の充実、利用者の権利擁護、評価体制の周知を推進します。さらに、福祉のまちづくりの考え方を広めるための取組を進めていきます。

この政策で展開する施策と基本事務事業



施策231

地域福祉活動との協働を進める

この施策の目標（めざす状態）

地域社会で生活する区民が、一人ひとり尊重され、自立した生活が送れるように様々な課題の解決に向けて、区民が行政とともに地域の中でその役割を担っている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

地域社会では、急速な少子高齢化の進行や区民相互の扶助機能の低下により、現行の公的サービスでは対応が困難な、多様な生活上の課題が生じています。これらの課題に対しては、行政による公的扶助制度の充実とともに、区民の主体的な取組により、先駆的で、特色のある課題解決やきめ細やかなサービスの提供が実施されつつあります。

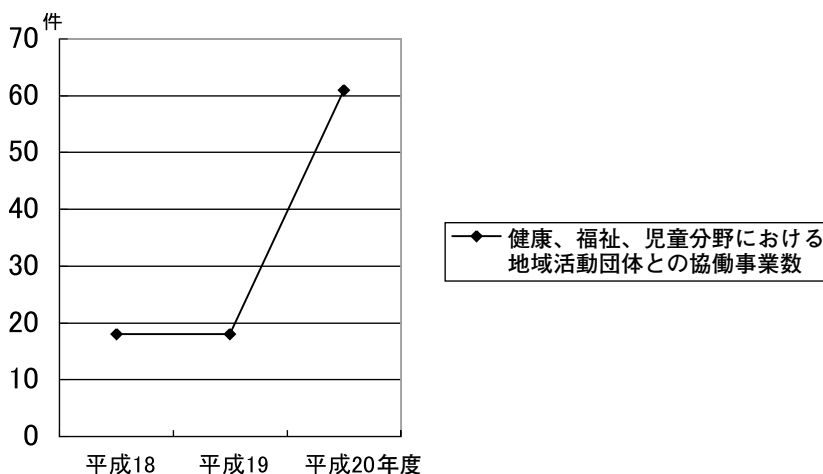
■課題

区民の主体的な取組は、活動資金面や活動場所、後継者の不足など様々な課題に直面しており、これを行政が積極的に支援し、区民の地域福祉活動が活発に、安定して展開されるようにする必要があります。

■国・都・他自治体の動向

厚生労働省は、平成19年度の「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の報告書で、地域福祉をこれからの地域社会を再生する軸として推進する必要性を掲げています。そのため、国・都においては、地域福祉推進に向けた区市町村の取組に対する財政面の支援を実施しています。

図1 健康、福祉、児童分野における地域活動団体との協働事業数



(図1 出典：区地域福祉課)

▶用語解説

※1 相談情報ひろば：区民を主体とした地域福祉活動団体が行っている事業で、地域のたまり場、地域の情報拠点、地域の活動拠点をめざし、練馬区と協働で運営を行っています。

※2 地域福祉パワーアップカレッジねりま：地域福祉を担う人材の育成と育成した人材を活かす仕組みづくりをめざし、区が設置した常設の学びの場。

この施策で展開する主な事業

<地域福祉活動との協働の推進>

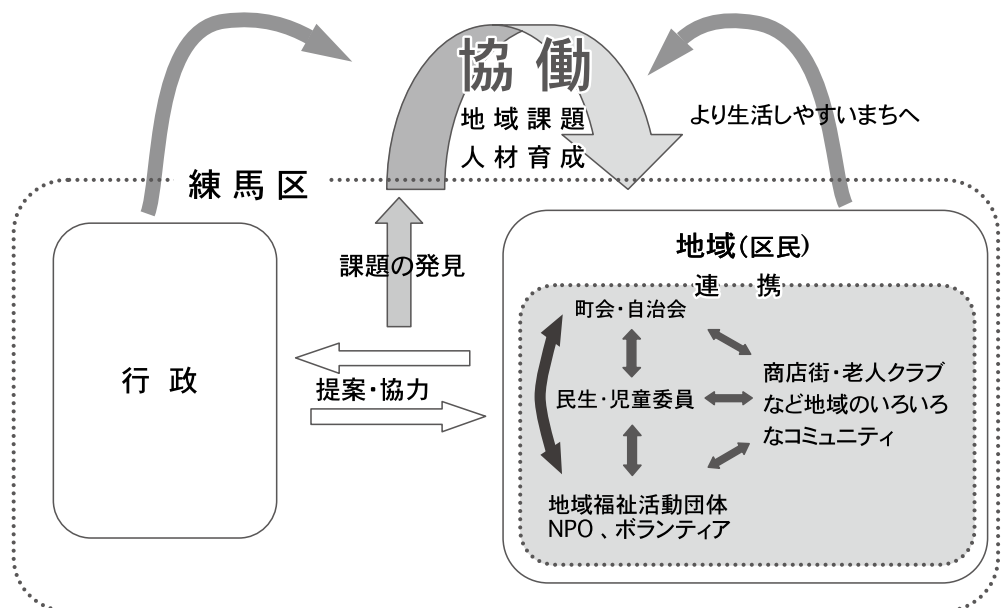
○区民の様々な生活上の課題解決に向けて、公的扶助制度の充実を担う行政と、先駆的で特色のある課題解決やよりきめ細やかなサービス提供を担う区民主体の活動との連携を図っていきます。

<地域福祉活動を支えるための仕組みづくり>

○区民が主体的に取り組む様々な地域福祉活動を支援する仕組みをつくります。

- ☞ **実施計画 19：相談情報ひろば事業^{※1}の実施**
- 20：地域福祉パワーアップカレッジねりま^{※2}事業の実施**

図2 地域福祉活動との協働について



(図2 出典：改定練馬区地域福祉計画)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
人材育成事業で養成した人数（年間）	174人	200人	拡大

（指標と目標値の設定理由）
 地域福祉活動における協働のパートナーの数を測定します。地域福祉計画に基づき、毎年200人の養成をめざします。

この施策の主な担当組織 | 健康福祉事業本部 | 福祉部 | 地域福祉課

施策232

保健福祉の総合支援体制を確立する

この施策の目標（めざす状態）

事業者等による地域の相談支援体制と行政における保健・医療・福祉の各機関とが連携した相談支援体制等を充実することにより、だれもが一人ひとりの尊厳を尊重され、安心して地域で生活し続けられる状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

少子高齢化の進行等の社会状況の変化に伴い、高齢者の孤独死や児童虐待、自殺の増加など、地域で生じる問題も深刻化しています。このような問題を生じさせないために、高齢者相談センター（地域包括支援センター）など分野ごとに公的な専門相談窓口が整備されつつありますが、いまだ十分とは言えない状況にあります。

また、高齢者や障害者など災害時において支援を必要とする区民への対応が十分に整っていない状況もあります。

■課題

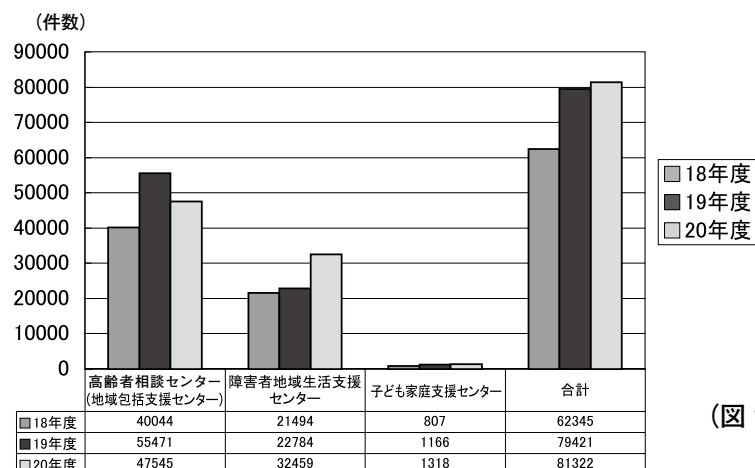
深刻化する問題を生じさせないためには、相談支援機関の周知と区民をそうした機関へつなげる仕組みづくりが必要です。孤独死や虐待等の問題は、様々な要因が重なって生じることもあることから、関係機関の一層の連携が必要です。さらに、区民の相談を受け、問題の発生を防止するためには、職員の専門性の向上も求められています。それとともに、福祉サービスを担う人材の養成・確保および支援が求められています。

また、要援護者名簿を充実するなど、災害時における支援体制を整備していくことが必要です。

■国・都・他自治体の動向

国では地域福祉の推進、福祉基盤の確保等に関する先駆的取組に対し、社会福祉推進事業を、都では地域の潜在力を活かした福祉サービス提供の仕組みなどに対し助成する事業を実施し、地域の相談事業等への支援が行われています。

図1 各種相談窓口の相談件数



(図1 出典：区地域福祉課)

この施策で展開する主な事業

<相談支援体制の確立>

○事業者等による地域の相談支援体制と行政における相談支援体制の周知充実を図り、相談が必要な区民が相談窓口へつながれる仕組みをつくります。

<保健・福祉・医療の連携>

○地域において、保健・福祉・医療の各分野の関係者が相互に連携を図ることで、対応が十分でなかった新しい課題や虐待問題など複雑な事例への対応が的確にできるよう取組を進めます。

<保健福祉サービス従事者等のスキルアップ>

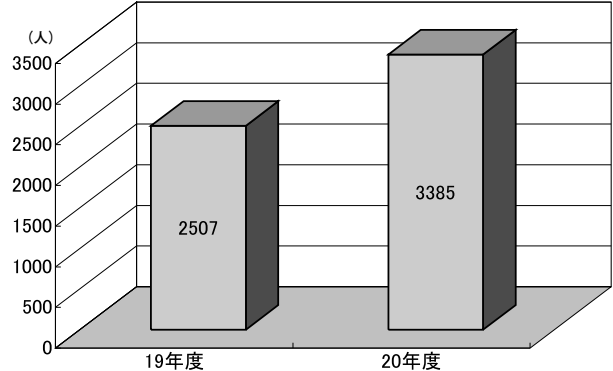
○保健福祉サービス従事者への専門研修の実施や民間のサービス事業者への支援を実施することにより、保健福祉サービスを担う人材や事業所における質の向上を図り、サービスのレベルアップを図ります。

実施計画21：福祉サービスを担う人材の養成・確保および支援

<災害時における支援体制の整備>

○ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、要介護認定者、重度障害者など、災害時において特に支援が必要な区民を平時より把握し、災害時に関係機関が迅速に対応できるよう要援護者名簿の充実を図ります。

図2 要援護者名簿の登録者数



(図2 出典：区地域福祉課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
公的な窓口寄せられる相談件数	(19年度) 79,421件	92,000件	上昇

(指標と目標値の設定理由)
各保健福祉の相談支援機関が充実し、相談をしたい区民が適切に相談できている状況を測定します。平成20年度の数値を基準に、着実に相談ができていることをめざします。

この施策の主な担当組織	健康福祉事業本部 福祉部 地域福祉課
-------------	--------------------

施策233

保健福祉サービスの利用を支援する

この施策の目標（めざす状態）

保健福祉サービスを利用しようとする区民が、必要とするサービスに関する情報を容易に入手し、利用できるとともに、認知症高齢者など自分で選択し手続をすることが困難な方へ、支援を充実することで、だれもが自分に合ったサービスを選択し利用できる状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

保健福祉サービスが措置から契約へと移行する中で、サービスの利用者は、自分で多くのサービスから選択し、契約する必要があります。また、判断能力が十分でない認知症高齢者などが保健福祉サービスの契約手続を行うために、成年後見制度^{※1}の利用支援や地域福祉権利擁護事業の活用なども急務となっています。

■課題

多くのサービス情報を提供するため、事業者が提供するサービスだけでなく、NPOやボランティアによるサービスについても情報提供や評価が必要です。また、認知症高齢者などもサービスが適正に利用できるよう、成年後見制度の利用促進が必要です。

■国・都・他自治体の動向

都では、様々な支援により、区市町村に対して法人後見への取組などを促進しています。また、品川区・世田谷区では、低所得者などを対象とした法人後見が行われており、品川区権利擁護センターでは、基金の創設により成年後見制度利用にかかる費用助成が実施されています。

表1 成年後見制度区長申立の件数

(単位：件)

	区長申立件数			
	合計	認知症	知的障害	精神障害
14年度	2	2	0	0
15年度	1	0	1	0
16年度	2	2	0	0
17年度	4	4	0	0
18年度	7	5	2	0
19年度	19	18	1	0
計	35	31	4	0

(表1 出典：ねりまの福祉 平成20年度版より)

▶用語解説

※1 成年後見制度：認知症や知的障害などにより、判断能力が十分でない人が、不利益な契約を結ばないように、本人の判断能力を補い、保護する制度。

※2 保健福祉サービス苦情調整委員：介護保険サービスや高齢者、障害者サービス、保育所などを利用して、区や事業者に対して苦情や不満があるときに、公正中立な立場で実情を調査し、解決に向けて調整を行う機関のこと。

この施策で展開する主な事業

<保健福祉サービスに関する情報提供の充実>

- サービスを利用しようとした時に、必要なサービスが適切に受けられるよう、保健福祉サービスの情報を、公的なサービスだけではなく、NPO法人やボランティア団体等が提供するサービスを含め発信する仕組みをつくりまます。
- 情報の届きにくいひとり暮らし高齢者などに情報が届きやすくなるような仕組みをつくりまます。

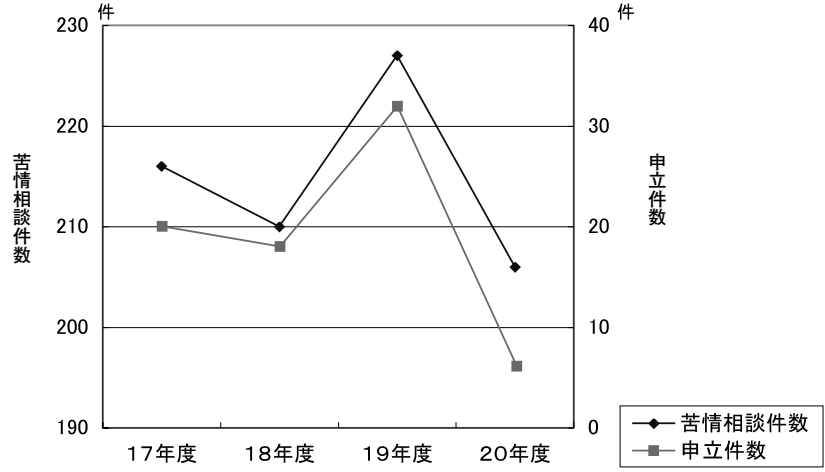
<保健福祉サービス利用者の権利擁護の推進>

- 判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障害者などが、地域で安心して生活を送れるよう成年後見制度の利用の支援や権利擁護事業の充実を図ります。

<保健福祉サービスに関する評価体制の周知>

- 保健福祉サービス利用者が、自分にあった適切な事業者を選ぶことができるよう、評価制度を周知します。
- 利用したサービスに不満があるときに苦情を申し立てることができるように保健福祉サービス苦情調整委員^{※2}を周知します。

図1 保健福祉サービス苦情調整委員への相談・申立件数（単位：件）



（図1 出典：練馬区保健福祉サービス苦情調整委員活動報告より）

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
成年後見制度区長申立件数	26件	35件	拡大

（指標と目標値の設定理由）
 成年後見制度の申立人となるべき親族等がない区民に対して、区長が申立人となり、保健福祉サービスが利用可能となった件数を測定します。平成20年度の数値を基準に、成年後見審判について区長が代理で申立を行った件数を増加することをめざします。

この施策の主な担当組織	健康福祉事業本部 福祉部 地域福祉課
-------------	--------------------

政策23 地域で福祉を支える

施策234

福祉のまちづくりの考え方を広める

この施策の目標（めざす状態）

区民が自らの生き方を選択し、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が提供されている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

区では、福祉のまちづくり総合計画を策定し、ノーマライゼーションの考え方を基本理念とし、福祉のまちづくりを進めています。その中では、利用者の視点が反映された、区民との協働によるまちづくりが求められています。

■課題

区民一人ひとりが互いに尊重しあい、高齢者や障害者等の立場に立って考える「気づき※1」を促す取組を進め、だれもが暮らしやすいユニバーサルデザイン※2のまちづくりを、区民と協働で推進する体制を強化する必要があります。

■国・都・他自治体の動向

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー※3法）の施行を受け、都では、バリアフリー法の規定に基づく「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」と「東京都福祉のまちづくり条例」を制定し、これらに基づく福祉のまちづくりを進めています。

表1 福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業※4の助成状況（単位：件）

		平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	
応募企画提案数		16	15	16	
助 成 数	はじめの一步助成部門	3	3	3	
	パートナーシップ活動 助成部門	地域活動	2	4	9
		設備整備を伴う活動	3	3	2
	テーマ部門（平成18～19やさしさ情報ねり まっぷミニ作成活動助成、平成20～普及啓 発・学び活動助成）	4	3	1	
	（合計）	12	13	15	

（表1 出典：区地域福祉課）

▶用語解説

※1 気づき：障害者、高齢者、子育て中の方などと一緒に行動することや障害擬似体験等を通じ、ともに多様な人が生活していることに理解を深め、社会の中の障壁（バリア）を自分の問題として考え、行動するという、一連の共感・理解。

※2 ユニバーサルデザイン：あらかじめ、年齢、性別、言語、個人の能力等にかかわらず多様な人びとが利用しやすいように、都市や生活環境をデザインする考え方。その対象は、都市施設や製品にとどまらず、教育や文化、情報提供等に至るまで多岐にわたります。

この施策で展開する主な事業

＜福祉のまちづくり推進体制の強化＞

- 区民、事業者の意見を福祉のまちづくりの取組に反映するため、福祉のまちづくりの推進に関する区民協議会を開催します。
- 福祉のまちづくりの推進に関する委員会により行政内部における一体的な推進を図ります。

＜区民の福祉のまちづくり活動の支援＞

- 福祉のまちづくりの推進に関する計画の基本方針等実現のため、区民が自ら主体となって発意し行政をパートナーとして実施する活動企画を支援します。

写真1 公園におけるバリアフリー調査の様子



写真2 福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業により設置されたベンチ

(写真1、2 出典：区地域福祉課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
福祉のまちづくりの推進に関する計画の基本方針等実現のため、区民が行政をパートナーとして開始した活動の合計数	32件	50件	拡大

（指標と目標値の設定理由）
 福祉のまちづくりの推進に関する計画の広がりを測定します。平成20年度の数値を基準に毎年3件程度の増加をめざします

この施策の主な担当組織	健康福祉事業本部 福祉部 地域福祉課
-------------	--------------------

※3 バリアフリー：高齢者、障害者等が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。
 ※4 福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業：「福祉のまちづくり総合計画」を区民の皆さんと区の協働で推進するために、区民の皆さんが自ら主体となって発意し、区をパートナーとして実施する企画提案を募集し、事業費等の一部を助成する事業。

2 健康と福祉分野

高齢者や障害者などだれもが 安心して暮らせる社会を実現する

政策21 健康な暮らしを支える

政策22 安心して医療を受けられる環境を整える

政策23 地域で福祉を支える

政策24 高齢者の生活と社会参加を支援する

政策25 障害者が自立して生活できるよう支援する

政策26 生活の安定を図る

政策24

高齢者の生活と社会参加を支援する

政策の概要

高齢者の力を活かすことができるよう多様な社会参加を促進します。また、生活機能が低下しているおそれのある特定高齢者を把握し、介護予防や生活支援事業を進めるとともに、支援や介護の必要な高齢者が地域で安心して暮らせるよう、介護保険制度の適正な運営や介護人材の確保・育成、相談体制の確立、施設等の整備などに取り組みます。さらに、地域全体で協働・連携する仕組みの強化により、地域における高齢者の暮らしを支えていきます。

この政策で展開する施策と基本事務事業

政策

24 高齢者の生活と社会参加を支援する

施策

241
高齢者の多様な社会参加を促進する

基本事務事業

高齢者の力を地域で活かす環境づくり
働く機会の充実
多様な社会参加の支援
高齢者センター・敬老館の運営

242
特定高齢者等を支援する

特定高齢者の把握
介護予防事業の充実
自立支援事業の推進

243
要支援・要介護高齢者を支援する

適正で十分な給付が受けられる介護保険制度の運営
介護人材の確保・育成への支援
高齢者相談センター（地域包括支援センター）による支援
要支援・要介護高齢者への生活支援
認知症相談体制の確立
認知症高齢者家族支援の強化

244
高齢者の生活基盤づくりを支援する

介護保険施設等の整備
地域密着型サービス拠点の整備
住環境の向上

245
地域で高齢者を支える

地域団体等との連携体制づくり
地域における支え合いの推進
高齢者の地域生活支援
認知症予防地域活動の育成支援
認知症を理解し、認知症の方や家族を見守るサポーターの育成
認知症高齢者支援ネットワークの構築
ひとり暮らし高齢者等実態調査

政策24 高齢者の生活と社会参加を支援する

施策241

高齢者の多様な社会参加を促進する

この施策の目標（めざす状態）

社会参加を通じ、高齢者が地域社会を担う一員として活躍している状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

平成26年には、練馬区の高齢化率は20%を超え、5人に1人が高齢者になると予測されています。一方、高齢者の約8割は元気高齢者であり、その多くが地域活動に参加する意欲をもっています。

■課題

少子高齢化により、地域社会の活力低下が懸念される中、高齢者が地域活動の担い手として活躍できるよう、高齢者の力を地域で活かす環境づくりを進める必要があります。

また、地域における高齢者の相談、支援体制を充実していく必要があります。

■国・都・他自治体の動向

都では、平成20年度に、都民、関係団体、学識経験者などからなる「団塊世代・元気高齢者地域活性化推進協議会」を設置し、団塊世代や元気な高齢者が自らの知識、経験等を活かして、地域の担い手として活躍できる仕組みづくりを検討しています。

表1 練馬区の高齢化率（推計）

（人）

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	702,922	706,992	710,834	714,468	717,934	721,225
高齢者人口 (65歳以上)	132,979	135,716	136,808	138,544	142,878	146,906
高齢化率（%）	18.9%	19.2%	19.3%	19.4%	19.9%	20.4%
前期高齢者 (65～74歳)	72,860	72,956	70,854	69,730	71,417	73,952
	10.4%	10.3%	10.0%	9.8%	9.9%	10.3%
後期高齢者 (75歳以上)	60,119	62,760	65,954	68,814	71,461	72,954
	8.5%	8.9%	9.3%	9.6%	10.0%	10.1%

※人口の数には外国人を含む。各年1月1日現在。

（表1出典：区企画課）

この施策で展開する主な事業

<高齢者の力を地域で活かす環境づくり>

○地域社会の活力を維持していくため、高齢者が地域活動の担い手として活躍できる環境を整備します。

<働く機会の充実>

○元気で意欲のある高齢者の働く機会の充実を図ります。

<多様な社会参加の支援>

○高齢者が健康でいきいきと暮らせるよう、各々の心身状況等に応じた社会参加を支援します。

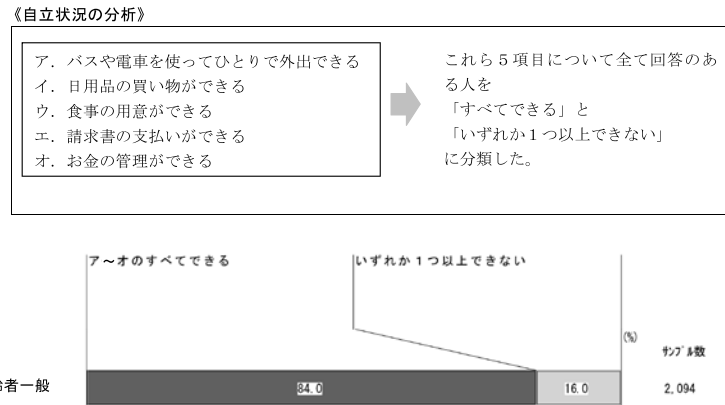
<高齢者センター・敬老館の運営>

○高齢者に居場所および交流の場を提供し、社会参加の支援および介護予防拠点として、高齢者のいきがいと健康づくりを推進します。

実施計画22：高齢者センターの整備

図1 日常生活での自立状況

高齢者一般の日常生活における自立状況については、「ア～オのすべてができる」の割合は84.0%であり、8割以上の方が日常生活に自立していることがわかる。



(図1 出典：区高齢者基礎調査報告書 (高齢者一般・平成20年3月))

施策の成果をはかる指標 (モノサシ) と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
高齢者センターと敬老館の延べ利用者数	353,543人	412,000人	上昇

(指標と目標値の設定理由)
 高齢者センター敬老館の個人の延べ利用者数を測定します。平成26年度までに、両施設の延べ利用者数として、約41万人をめざします。

この施策の主な担当組織 | 健康福祉事業本部 福祉部 高齢社会対策課

政策24 高齢者の生活と社会参加を支援する

施策242

特定高齢者等を支援する

この施策の目標（めざす状態）

一人でも多くの特定高齢者※¹が、できるだけ早い時期から、主体的に介護予防に取り組み、できる限り自立した生活をおくることができ、地域や家庭でいきいきと活動している状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

比較的軽度な要介護認定者の増加要因である老年症候群※²に対応するため、予防重視型システムの確立が求められていますが、特定高齢者の介護予防事業への参加者数は少なく、介護予防の必要性や事業の実施は、区民に十分に知られていません。

■課題

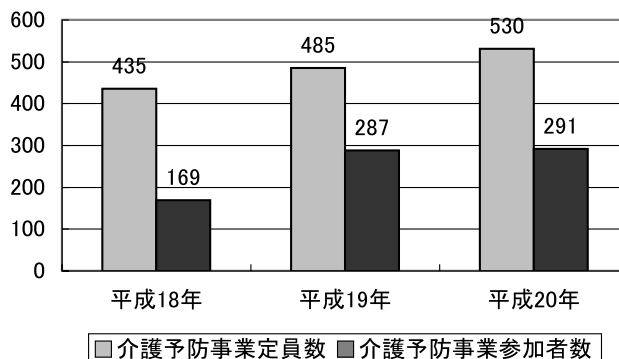
特定高齢者が介護予防事業へ参加しやすいよう支援体制を整えるとともに、介護予防についての普及・啓発を強化し、その必要性和有効性を区民に伝えていく必要があります。また、同時に高齢者が主体となって地域や家庭でいきいきと活動できる地域を行政と区民との協働で創設していく必要があります。

■国・都・他自治体の動向

特定高齢者介護予防事業の参加者が少ないことは全国的な傾向であり、解決すべき課題となっています。

平成21年度から、国の方針により、介護保険認定の非該当者を特定高齢者候補者として、介護予防事業への参加を促進することになりました。東京都も同様に課題と捉え魅力的な介護予防プログラム開発等対策に取り組んでいます。

図1 特定高齢者介護予防事業定員数と参加者数（単位：人）



(図1出典：区在宅支援課)

▶用語解説

※1 特定高齢者：生活機能が低下しているおそれのある高齢者。

※2 老年症候群：身体虚弱、転倒、軽度の物忘れ、低栄養など高齢にもなって出てくる一連の症状。

この施策で展開する主な事業

<特定高齢者の把握>

○後期高齢者健康診査等と同時に生活機能評価健康診査を実施することにより、65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない高齢者全員に生活機能評価を受ける機会を提供します。

<介護予防事業の充実>

○特定高齢者増加に合わせ、教室開催数を拡大します。
○通信教育型など新しいあり方を創意・工夫し、区民が参加しやすい体制を整えます。

<自立支援事業の推進>

○自立生活への支援が必要な高齢者に対し、住宅改修給付、杖等の用具の給付等を行います。

写真1 高齢者筋力向上トレーニング



写真2 しっかりかんで元気応援教室



写真3 転倒予防のための体力づくり教室



写真4 若さを保つ栄養教室



(写真1～4出典：区在宅支援課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
特定高齢者介護予防事業参加者数	291人	960人	拡大

(指標と目標値の設定理由)
介護予防事業参加者数により、特定高齢者の心身が改善された状況を測定します。区が行う全ての介護予防事業において利用定員が満たされた状態をめざします。

この施策の主な担当組織 健康福祉事業本部 福祉部 在宅支援課

この施策で展開する主な事業

<適正で十分な給付が受けられる介護保険制度の運営>

- 真にサービスを必要とする方が適正で十分な給付を受けられるよう、要介護認定の適正化やケアマネジメントの適切化を図ります。
- 事業者の適正なサービス提供のための体制づくりや、給付範囲の明確化により、介護報酬請求の適正化を図ります。

<介護人材の確保・育成への支援>

- 介護人材の労働環境改善への支援、円滑な人材採用への支援、適正な収入の確保支援を行います。
- 練馬区社会福祉事業団が設立した、介護人材の育成と確保を総合的に行う練馬介護人材育成・研修センターの運営費の一部を補助し、支援します。

<高齢者相談センター（地域包括支援センター）による支援>

- 高齢者相談センター本所・支所との連携により、要介護状態になる前から、継続的に相談・支援を行い、区民が円滑にサービスを利用できるようにします。また、相談・支援体制を充実するため支所を増設するとともに、介護予防拠点機能を併設する支所も設けます。

☞ **実施計画 23：高齢者の相談・支援体制の充実**

<要支援・要介護高齢者への生活支援>

- 要支援・要介護の状態になった場合でも、尊厳を保持し、できるだけ住み慣れた地域で能力に応じて自立した生活を営むことができるよう支援します。

<認知症相談体制の確立>

- 早期発見・早期治療や適切な対応に向け、高齢者相談センターや物忘れ相談医の周知を図ります。また、認知症専門相談を高齢者相談センターに移し、相談から支援に向けた体制を確立します。

<認知症高齢者家族支援の強化>

- 家族の勉強会の開催やボランティアを養成し、より身近なところで家族会に参加できるよう新規の家族会の育成支援を行います。

写真1 高齢者相談センターの窓口相談



写真2 高齢者相談センター職員の訪問相談



写真3 デイサービスセンターでの余暇活動



(写真1,2,3出典：区在宅支援課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
高齢者相談センター（本所・支所）の相談件数	98,061件	118,000件	充実

（指標と目標値の設定理由）
 高齢者相談センターが周知され、より身近で親しまれる相談窓口になることをめざします。

この施策の主な担当組織	健康福祉事業本部 福祉部 在宅支援課
-------------	--------------------

政策24 高齢者の生活と社会参加を支援する

施策244

高齢者の生活基盤づくりを支援する

この施策の目標（めざす状態）

要介護状態になっても、各種の在宅サービスを利用しながら自宅で生活ができるとともに、要介護度が重度化し、自宅での生活が困難となった場合、長く待機することなく施設サービスが利用できる状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

高齢者や要介護高齢者の増加が見込まれる中、高齢者の持ち家率は高く、また、要介護状態時における居宅生活の継続希望も高くなっています。一方、平成21年3月現在、特別養護老人ホームの入所待機者は、2,500人余りとなっています。

■課題

地域密着型サービス拠点の整備を推進していく必要があります。また、重度の要介護高齢者の急増を踏まえ、特別養護老人ホームなどの介護保険施設を整備する必要があります。

■国・都・他自治体の動向

区市町村では、地域密着型サービス拠点の整備については、事業者への補助にあたり、国交付金、都補助金の活用が可能です。介護保険施設の整備については、区市町村とは別に都が事業者へ直接補助しています。介護療養型医療施設は平成23年度末をもって廃止され、他の種別の施設へ転換する場合は、国交付金を活用し、区市町村が補助制度を創設することができます。

表1 練馬区内特別養護老人ホームの入所待機者の状況

	待機者 実人数	第1号 被保険者数比	待機者 延べ人員	1人当たり の平均申込数	区内施設床数	第1号 被保険者数
平成18年度	2,375人	1.87%	9,493人	4.00施設	1,210床	127,133人
平成19年度	2,385人	1.83%	9,906人	4.15施設	1,272床	130,681人
平成20年度	2,515人	1.87%	10,934人	4.35施設	1,272床	134,577人

※各年度末現在。

(表1出典：区高齢社会対策課)

▶用語解説

※ 整備率：施設を整備する区市町村における前年度末の特別養護老人ホーム・介護老人保健施設の竣工施設定員数を、前年度1月の住民基本台帳による65歳以上高齢者の人口で除して算出したもの。

この施策で展開する主な事業

<介護保険施設等の整備>

○特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の整備を推進します。

☞実施計画24：特別養護老人ホームの整備

25：介護老人保健施設の整備

26：短期入所（ショートステイ）生活介護施設の整備

○介護療養型医療施設から他の種別への転換を支援します。

<地域密着型サービス拠点の整備>

○小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービスセンター、夜間対応型訪問介護等の整備を推進します。

☞実施計画27：地域密着型サービス拠点等の整備

<住環境の向上>

○支援や介護を必要とする状態になっても、適切に対応できる住まいづくりの啓発や入居拒否等により高齢者が住まいを確保できない状況にならないよう、円滑な住まいの確保を支援します。

表2 練馬区内介護保険施設等の整備状況

平成21年3月31日現在

種別		施設数	定員数
特別養護老人ホーム		18か所	1,272人
介護老人保健施設		6か所	620人
短期入所（ショートステイ）生活介護施設		21か所	218人
地域密着型 サービス拠点	小規模多機能型居宅介護	4か所	100人
	認知症高齢者グループホーム	16か所	240人
	認知症対応型デイサービスセンター	17か所	201人
	夜間対応型訪問介護	1か所	

(表2出典：区高齢社会対策課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
介護保険施設の整備率※	1.70%	2.30%	上昇

(指標と目標値の設定理由)

高齢者人口に対する介護保険施設の整備率を測定します。東京都における標準的な施設整備率をめざします。(特別養護老人ホーム1.25%以上、介護老人保健施設1%以上)

この施策の主な担当組織 健康福祉事業本部 福祉部 高齢社会対策課

政策24 高齢者の生活と社会参加を支援する

施策245

地域で高齢者を支える

この施策の目標（めざす状態）

地域全体で協働・連携する仕組みの強化により、高齢者の暮らしが支えられている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

ひとり暮らし高齢者が増加するなか、親族関係や近隣との付き合いが希薄化しており、また、施設での生活よりも、在宅で生きがいを持って暮らすことを望む高齢者が増加していることから、地域での見守りや支援に対するニーズが増大しています。

■課題

高齢者の地域での日常生活を支える身近な存在である家族や近隣住民の方々を巻き込んだ活動を展開し、皆で見守り・支えあう体制の充実に向けた取組が求められています。

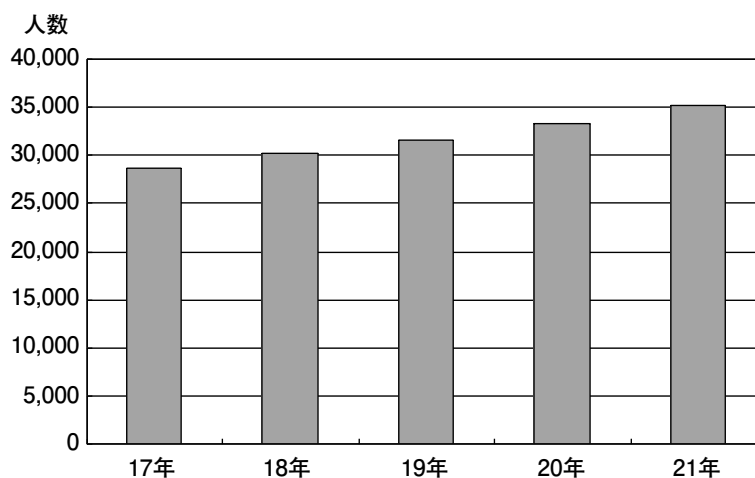
■国・都・他自治体の動向

国は、平成19年8月に高齢者等の孤立死を防止する観点から、「高齢者が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進委員会」を設置し、平成20年3月に報告書がまとめられました。各自治体は、報告書を参考にすることなどにより、各地域の実情に応じた孤立死予防型コミュニティづくりを推進することとされています。

図1 ひとり暮らし高齢者数の推移（毎年1月1日時点）

(単位：人)

	17年	18年	19年	20年	21年
合計	28,726	30,252	31,671	33,390	35,185



(図1 出典：区高齢社会対策課)

この施策で展開する主な事業

<地域団体等との連携体制づくり>

○高齢者相談センター（地域包括支援センター）の本所・支所が中心となって、地域で活動する様々な団体と連携・協働できる体制をつくります。

<地域における支え合いの推進>

○住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けられるようにするため、地域住民等が主体となった取り組みを支援することで、地域の連携によるネットワークの活性化を促進し、高齢者の虐待やひとりぐらし高齢者の孤立を防ぎます。

<高齢者の地域生活支援>

○介護を要する高齢者や、ひとりぐらし・高齢者のみの世帯の方など、様々な状況にある高齢者が、住み慣れた地域での生活を続けられるよう、必要な支援を行います。

<認知症予防地域活動の育成支援>

○認知症予防を目的にしたプログラム（グループ活動）を実施し、終了後も継続できるようグループ同士の交流を図る等、地域での認知症予防活動を支援し拡充します。

<認知症を理解し、認知症の方や家族を見守るサポーターの育成>

○国の「認知症を知り、地域をつくる10カ年構想」に基づき、平成26年までに1万人の認知症サポーターを養成します。また、サポーター養成講座の講師役であるキャラバンメイトの育成支援を行います。

<認知症高齢者支援ネットワークの構築>

○認知症支援ネットワーク協議会などを開催し、区民・関係機関・行政の連携を図り、総合的な支援ネットワークを構築します。

<ひとりぐらし高齢者等実態調査>

○ひとりぐらし高齢者と高齢者のみの世帯の方に対し、地域の民生・児童委員による訪問調査を実施します。これにより、地域における見守りと福祉サービスの案内に活用するとともに、地域の要援護者情報として、関係機関で共有することで安全・安心のまちづくりに活用していきます。

表1 認知症サポーター・キャラバンメイトの養成数（単位：人）

	20年度	21年度
認知症サポーター数	2300	3500（見込）

（表1出典：区在宅支援課）

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
ひとりぐらし高齢者等実態把握件数	22,970人	26,576人	拡大

（指標と目標値の設定理由）

民生・児童委員が見守り、支援している高齢者の数を測定します。高齢者が増加する中でも、地域において適切な見守り、支援が実施されていることをめざします。

この施策の主な担当組織	健康福祉事業本部 福祉部 在宅支援課
-------------	--------------------

2 健康と福祉分野

高齢者や障害者などだれもが 安心して暮らせる社会を実現する

政策21 健康な暮らしを支える

政策22 安心して医療を受けられる環境を整える

政策23 地域で福祉を支える

政策24 高齢者の生活と社会参加を支援する

政策25 障害者が自立して生活できるよう支援する

政策26 生活の安定を図る

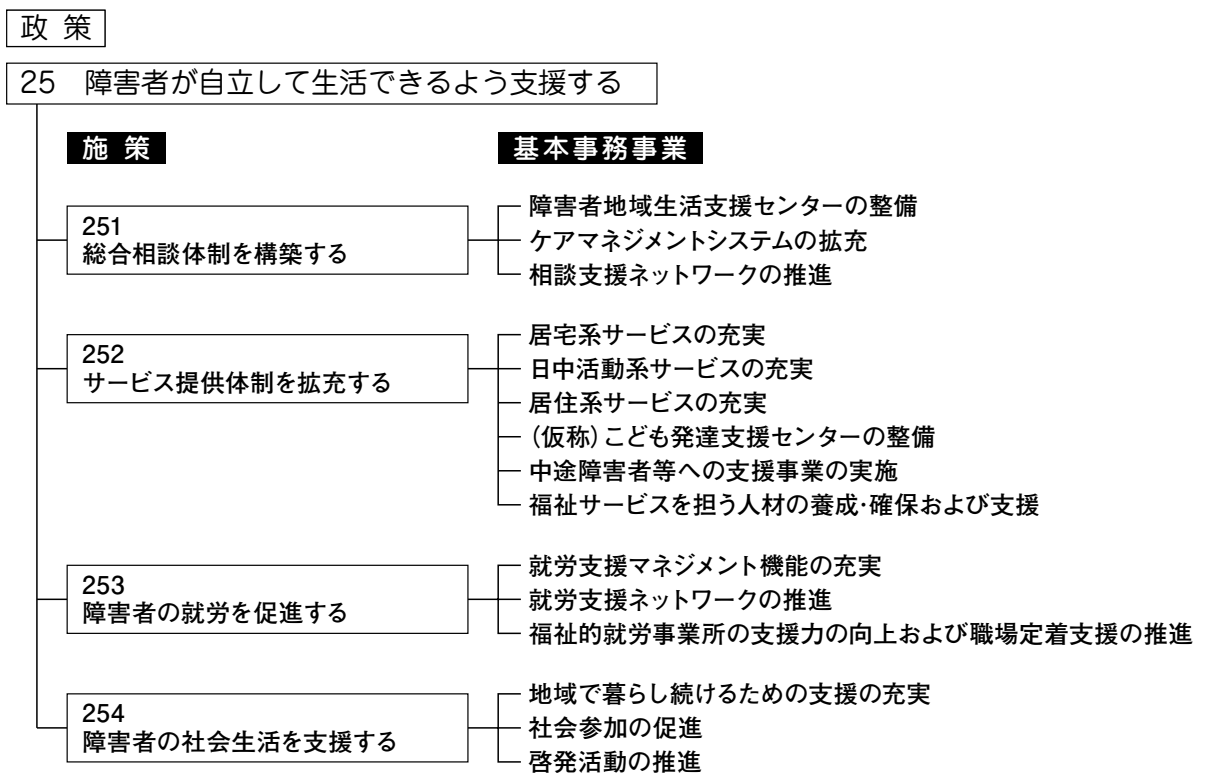
政策25

障害者が自立して生活できるよう支援する

政策の概要

ケアマネジメントシステムの拡充、障害者地域生活支援センターの整備などに取り組み、障害者の総合相談体制を構築します。また、障害者サービスの充実、福祉サービスを担う人材の養成・確保などサービス提供体制の拡充を図ります。さらに、障害者が地域の中で自立して暮らしていけるよう、就労の促進、社会生活の支援に取り組みます。

この政策で展開する施策と基本事務事業



政策25 障害者が自立して生活できるよう支援する

施策251

総合相談体制を構築する

この施策の目標（めざす状態）

障害者が、日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かい対応を受けられる身近な相談支援を通して、必要に応じて適切なサービスや支援を利用しながら、地域の中で自分らしく安心して自立した生活を送っている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

区では、総合福祉事務所、保健相談所などでの相談に加え、障害者の総合相談窓口としての障害者地域生活支援センターを平成22年度までに4か所整備（平成21年度に3か所目を開設）することで、地域生活をおくる上でのさまざまな相談に対応してきています。一方では、障害のニーズが多様化する中、より高度で専門的な相談を求める声や、いまだ相談先がわからないといった声も聞かれます。

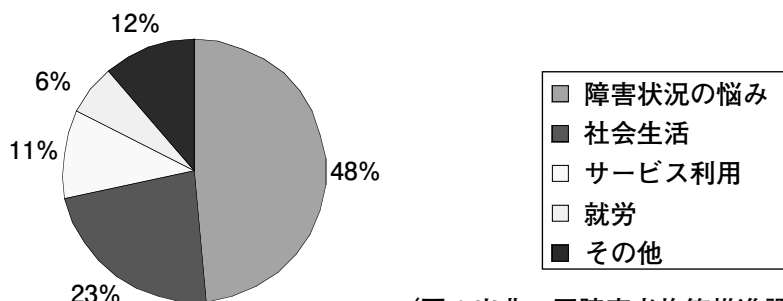
■課題

新たな課題である発達障害^{※1}者、高次脳機能障害^{※2}者等への専門的な相談支援の充実、入所施設・病院等からの地域移行を含めた障害者のニーズや課題を、適切なサービスや支援につなげていくために、また、乳幼児期から学齢期、成人期までの切れ目のない支援を提供できるように、ケアマネジメント^{※3}を活用した相談支援体制の構築や、福祉・保健・子育て・教育など関係機関のネットワーク化を図る必要があります。

■国・都・他自治体の動向

国は、障害者自立支援法の見直しにより、サービス利用計画の仕組みの見直しや、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、区市町村への「基幹相談支援センター」の設置を検討しています。

図1 障害者地域生活支援センターの相談実績（平成20年度）



(図1 出典：区障害者施策推進課)

▶用語解説

- ※1 発達障害：広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害などの、通常低年齢で発現する脳機能の障害。
- ※2 高次脳機能障害：頭部のけがや脳卒中などで脳の一部分が損傷を受けたために、言語や記憶などの機能に障害が起きた状態。
- ※3 ケアマネジメント：地域の中でその人の望む生活をおくれるよう、生活ニーズを把握し、福祉・保健・医療等のサービス利用を総合的に援助するための手法。
- ※4 モニタリング：サービス利用計画が適切であるかを一定期間ごとに検証し、その結果を勘案して計画を見直し変更を行う行程。

この施策で展開する主な事業

<障害者地域生活支援センターの整備>

○障害者地域生活支援センターを整備し、障害者の生活に関するさまざまな相談に応じるとともに、基幹相談支援センターとして障害者の総合相談窓口と地域拠点としての機能を強化します。

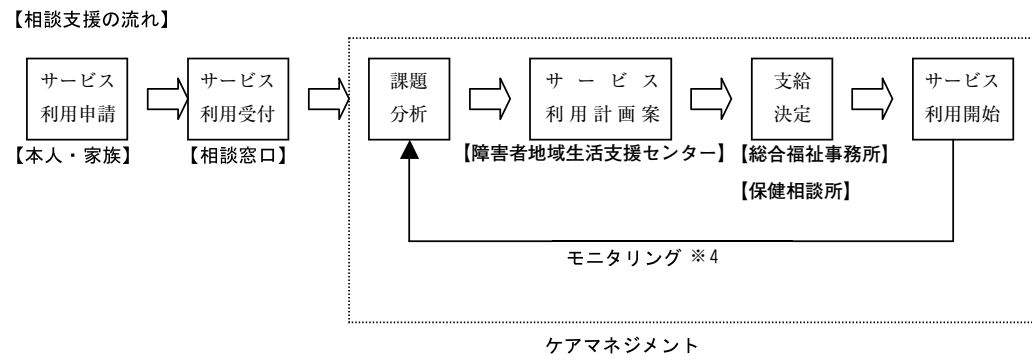
<ケアマネジメントシステムの拡充>

- 障害者や家族等からの相談に応じ、地域生活におけるニーズとこれに必要なサービスや支援を組み合わせ、生活が充実する相談支援体制の構築を図ります。
- サービス利用計画の作成については、障害者に身近な相談支援事業者の活用を図るため、業務を委託して進めることとし、その整備を図ります。

<相談支援ネットワークの推進>

○相談支援を行う関係機関のネットワークを構築し、障害者地域生活支援センターや総合福祉事務所、保健相談所等、各機関がその役割を十分発揮しながら、障害者の多様な相談ニーズに対応します。

図2 障害者地域生活支援センター、総合福祉事務所等の相談支援の流れ



(図2 出典：区障害者施策推進課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
障害者地域生活支援センターの相談件数 (相談支援事業)	9,379件	22,000件	拡充

(指標と目標値の設定理由)
 障害者が安心して地域で生活できる状況を測定します。障害者の多様化・専門化する要望や相談に適切に対応していくことをめざします。

この施策の主な担当組織 | 健康福祉事業本部 | 福祉部 | 障害者施策推進課

政策25 障害者が自立して生活できるよう支援する

施策252

サービス提供体制を拡充する

この施策の目標（めざす状態）

障害者（児）が障害の程度に応じて必要なサービスを適切に受け、地域で自立した生活ができている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

障害者自立支援法の本格施行に伴い、サービスの利用は増えていますが、障害者のニーズが非常に多種多様になっており、質・量ともに障害者個々のニーズに十分応えることができるサービス提供体制の整備は進んでいません。

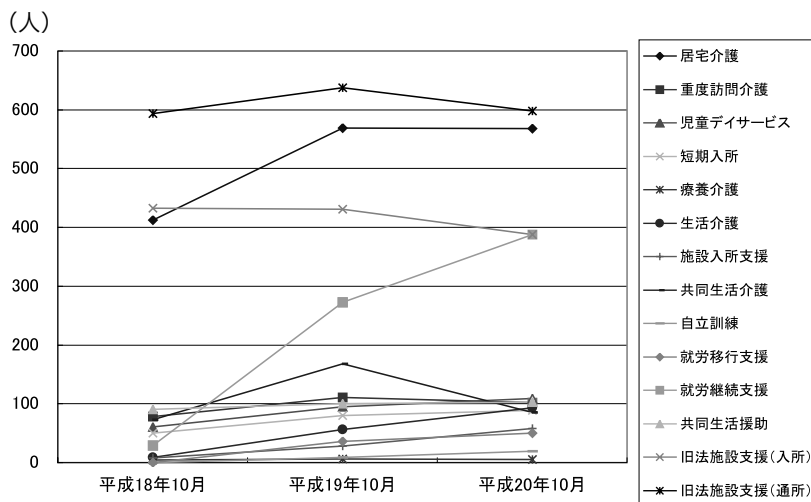
■課題

福祉人材の確保に向けた支援とともに、居宅系・居住系サービスの充実を図り、併せて発達に心配のある子どもや障害のある子どもとその家族、および中途障害者等に対して、地域と連携した適切な支援の実施が必要です。

■国・都・他自治体の動向

国は、相談支援や地域移行支援などのさらなる充実、事業者における人材の確保や安定的なサービス提供体制の確保、障害児支援施策の充実といった観点から、障害者自立支援法施行後3年の見直しを進めています。

図1 障害福祉サービスの利用者数の推移



(図1 出典：区障害者サービス調整担当課)

▶用語解説

※1 通所系サービス：日中活動系サービス（療養介護を除く）に、旧法施設支援（通所）、地域活動支援センター、居住系サービスのうち共同生活介護・共同生活援助を加えたサービスです。

※2 訪問系サービス：居宅サービスから、短期入所、児童デイサービスを除いたサービスです。

※3 施設系サービス：居住系サービスから、共同生活介護・共同生活援助を除いたサービスです。

この施策で展開する主な事業

<居宅系サービスの充実>

○居宅系サービス（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援・短期入所・児童デイサービス）の充実を図ります。 **実施計画28：居宅系サービスの充実（ショートステイ事業の充実）**

<日中活動系サービスの充実>

○日中活動系サービス（療養介護・生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）の充実を図ります。
実施計画29：日中活動系サービスの充実（生活介護事業所の誘致）

<居住系サービスの充実>

○居住系サービス（施設入所支援・共同生活介護・共同生活援助）の充実を図ります。
実施計画30：居住系サービスの充実（グループホーム・ケアホームの充実）

<（仮称）こども発達支援センターの整備>

○相談、診察、発達支援、保育所・特別支援学校等との連携、地域支援の各機能を持つ施設を整備します。
実施計画31：（仮称）こども発達支援センターの整備

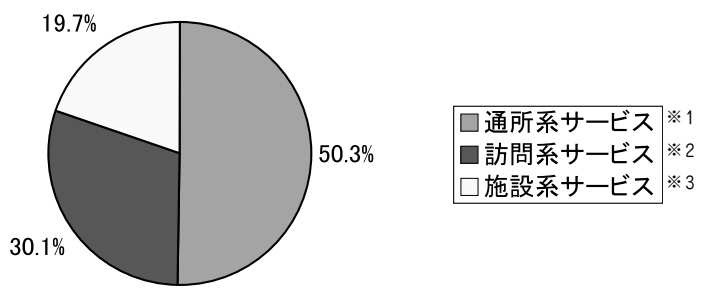
<中途障害者等への支援事業の実施>

○高次脳機能障害等を対象とした相談・自立訓練等支援事業を実施し、中途障害者等への支援の充実を図ります。
実施計画32：中途障害者等への支援事業

<福祉サービスを担う人材の養成・確保および支援>

○障害福祉サービスを提供する人材を養成するために、（仮称）障害福祉人材育成・研修センターを整備します。

図2 障害福祉サービス全体にしめる通所系サービス利用者の割合



(図2出典:区障害者サービス調整担当課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
障害福祉サービス利用者全体にしめる通所系サービスの利用者の割合	50.3%	60%	上昇

（指標と目標値の設定理由）
障害者が自分らしい生活を送ることができているかを測定します。通所系サービスの利用割合の向上をめざします。

この施策の主な担当組織	健康福祉事業本部 福祉部 障害者サービス調整担当課
-------------	---------------------------

政策25 障害者が自立して生活できるよう支援する

施策253

障害者の就労を促進する

この施策の目標（めざす状態）

就労やその継続のために必要な支援が、福祉や教育、企業、行政等の地域のネットワークにより、適切に提供されている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

障害者自立支援法の施行、障害者雇用促進法の改正等により、障害者の就労環境は整いつつあります。それに伴い、一般就労を希望する障害者が増加しており、就職者数も着実な伸びを見せていますが、生活面で課題を抱える障害者や、雇用を躊躇する企業が未だに多くみられます。

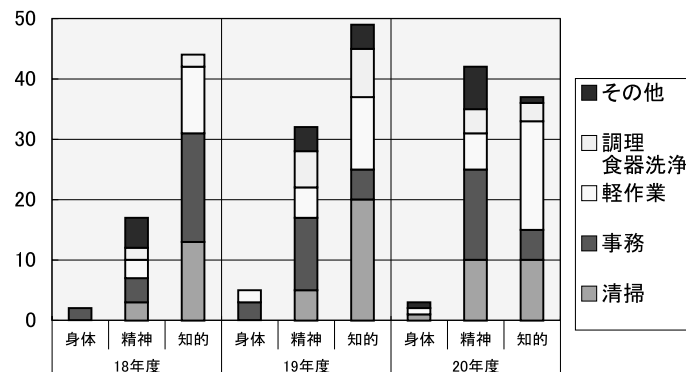
■課題

障害者の就労促進にきめ細かに対応していくため、雇用施策と福祉施策の一体的な推進、福祉や教育、企業、行政等の地域のネットワークの構築が必要です。また、地域のネットワークの活用や就労と生活の両面からの支援、企業への支援を行い、就労やその継続を図る必要があります。

■国・都・他自治体の動向

国は中小企業への雇用指導の強化などを盛り込んだ障害者雇用促進法の改正を行い、都では「首都TOKYO 障害者就労支援 行動宣言」を策定し、福祉施設から企業への就労先の移行などに取り組んでいます。杉並区では特例子会社^{※1}を庁舎に誘致し雇用の拡大を図り、世田谷区では地域のネットワークを活用した就労と生活の支援システムを構築しています。

図1 福祉施設等から一般就職した障害者数



(図1 出典：区障害者施策推進課)

▶用語解説

※1 特例子会社：障害者を多数雇用することを目的に施設・設備等に特に配慮した子会社のこと。（障害者の雇用の促進等に関する法律第44条）。

※2 たまりば：就労している障害者を対象とした、就労を継続するために必要な生活面の支援等を行う余暇活動支援。

この施策で展開する主な事業

<就労支援マネジメント機能の充実>

○就労支援機関と障害者地域生活支援センター等が連携し、就労のニーズに合った適切な支援を行うことができるためのシステムを構築します。

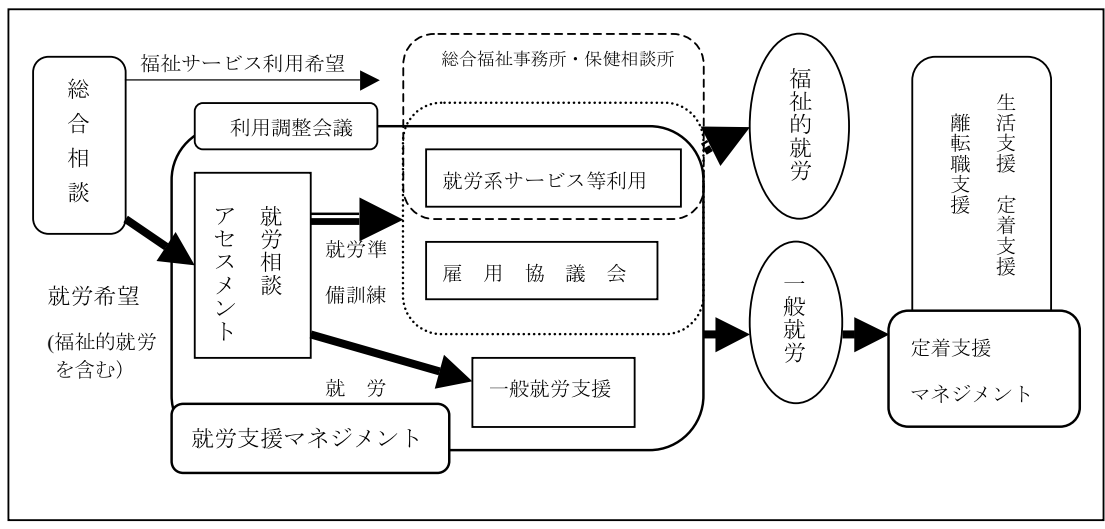
<就労支援ネットワークの推進>

○区内就労移行支援事業者等を対象に就労支援ネットワーク会議を開催し、支援力の向上を図ります。

<福祉的就労事業所の支援力の向上および職場定着支援の推進>

- 就労支援技術の向上を図る取組を行います。
- 職場定着支援員による職場での課題解決支援や、余暇支援事業として集える場（たまりば^{*2}）を通し生活面での課題解決を図り、職場定着を促進します。

図2 障害者の就労支援の流れ



(図2 出典：区障害者施策推進課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
福祉施設等から一般就労した障害者数	84人	113人	増加

(指標と目標値の設定理由)
 区内企業と連携し、就労支援に取り組んでいる状況を測定します。練馬区障害者計画・障害福祉計画に基づき、毎年5名程度の増加をめざします。

この施策の主な担当組織 | 健康福祉事業本部 | 福祉部 | 障害者施策推進課

政策25 障害者が自立して生活できるよう支援する

施策254

障害者の社会生活を支援する

この施策の目標（めざす状態）

障害者が地域のなかで生活を豊かに送ることができる状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

障害者が住みなれた地域で暮らし続けるため、グループホーム・ケアホームなどの生活基盤の整備を行うとともに、さまざまな生活の相談に対応する体制づくりを行ってきました。また、障害者の社会参加を支援するため、コミュニケーション支援事業^{※1}や移動支援事業^{※2}を整備してきました。一方では、地域において障害への正しい理解が十分でないことや、親なき後の安心を求める声が聞かれます。

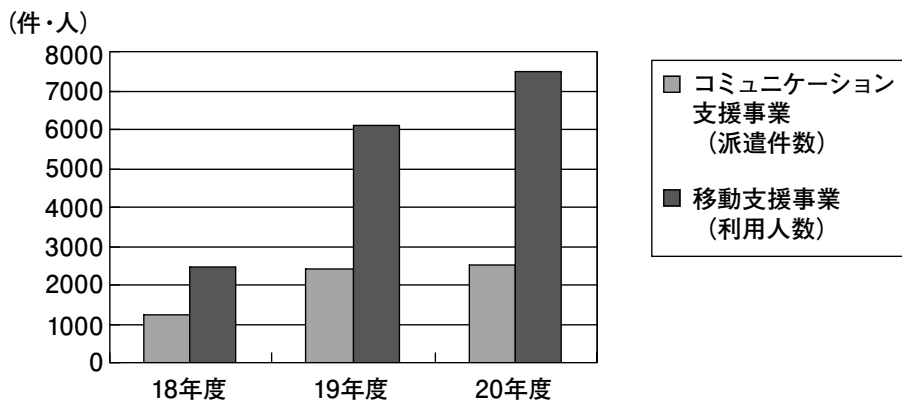
■課題

いまだ、地域での生活に不安を抱える方も多いため、十分な情報提供や多様なサービスを組み合わせ、地域生活を支援する仕組みづくりなどが求められています。また、社会参加のためのサービスの充実を図るとともに、障害のある方とない方がともに生きる地域社会をつくるため、相互の理解を深める取組が必要です。

■国・都・他自治体の動向

国は、障害者自立支援法施行後3年の見直しを行い、グループホームやケアホームの体験利用、ケアホームにおいて重度障害者の受入れに配慮した報酬改定を行いました（平成21年）。また、国連の障害者権利条約の批准に向けた検討を進めています。

図1 社会参加を支援するサービス実績



(図1 出典：区障害者施策推進課)

▶用語解説

※1 コミュニケーション支援事業：聴覚、言語機能などの障害のため意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者などを派遣する事業。

※2 移動支援事業：屋外での活動が困難な方に、ガイドヘルパーを派遣して外出のための支援をする事業。

この施策で展開する主な事業

＜地域で暮らし続けるための支援の充実＞

○入所施設および病院からの地域生活移行や、地域で暮らし続けるため、グループホーム等の生活基盤を整備するとともに、その利用支援の充実を進めます。

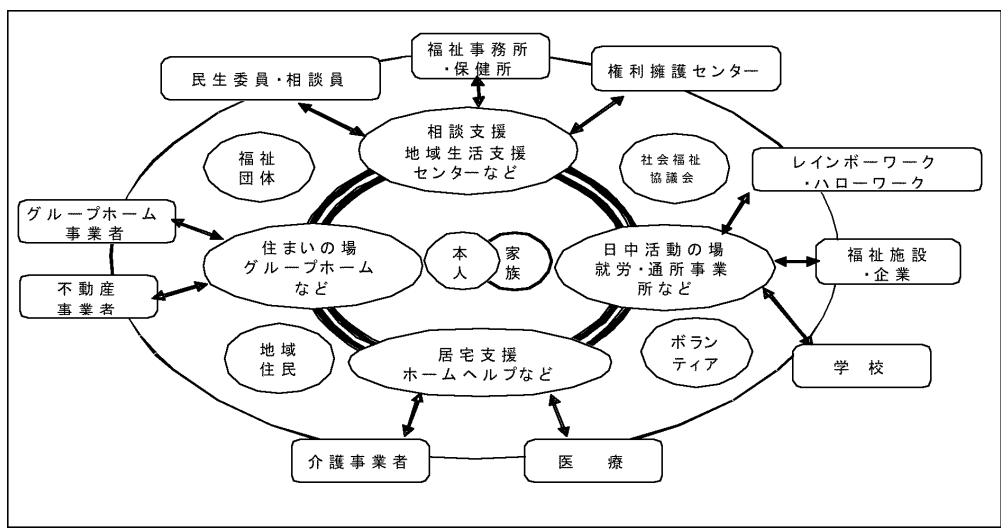
＜社会参加の促進＞

○コミュニケーション支援事業、移動支援事業等のサービス提供を進め、障害者の社会参加を促進します。

＜啓発活動の推進＞

○障害者が地域の一員として生活し、また、権利擁護や虐待防止の観点から、広く区民の理解のもと、ともに尊重し支えあえる地域をつくるため、啓発活動を行います。

図2 本人を取り巻く支援のネットワーク



(図2出典：区障害者施策推進課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
グループホームやケアホームの利用者数	185人	360人	拡充

（指標と目標値の設定理由）
 障害者が地域で安心して生活できる基盤づくりの状況を測定します。利用実績の伸び率から、毎年35人程度の増加をめざします。

この施策の主な担当組織	健康福祉事業本部 福祉部 障害者施策推進課
-------------	-----------------------

2 健康と福祉分野

高齢者や障害者などだれもが 安心して暮らせる社会を実現する

政策21 健康な暮らしを支える

政策22 安心して医療を受けられる環境を整える

政策23 地域で福祉を支える

政策24 高齢者の生活と社会参加を支援する

政策25 障害者が自立して生活できるよう支援する

政策26 生活の安定を図る

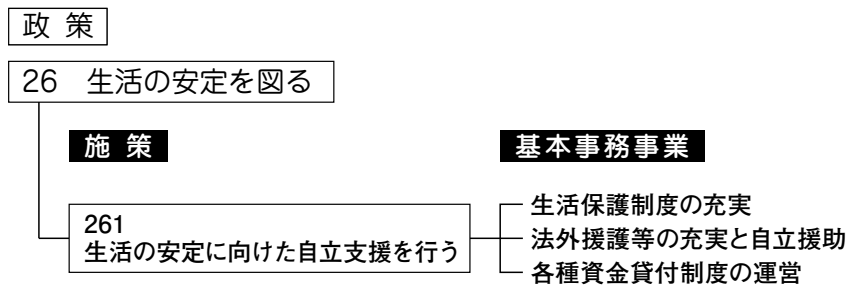
政策26

生活の安定を図る

政策の概要

生活困窮状態に陥った場合も、状況に応じた生活の保障や自立の援助が得られ、生活の安定を図ることができるよう、生活保護制度および法外援護等の充実と自立援助、各種資金貸付制度の運営に取り組みます。

この政策で展開する施策と基本事務事業



施策261

生活の安定に向けた自立支援を行う

この施策の目標（めざす状態）

生活困窮状態に陥った場合も、状況に応じた生活の保障や自立の援助が得られ、だれもが安定した生活を継続できる状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

高齢化の進展や非正規雇用の増加などにともない、低所得世帯や不安定就労者が増加しており、生活保護受給世帯数・人員数は増加し続けています。また、生活困窮者の状況は、傷病・障害、精神疾患、DV^{*1}、虐待、多重債務、ホームレスなど、複雑化・多様化しています。

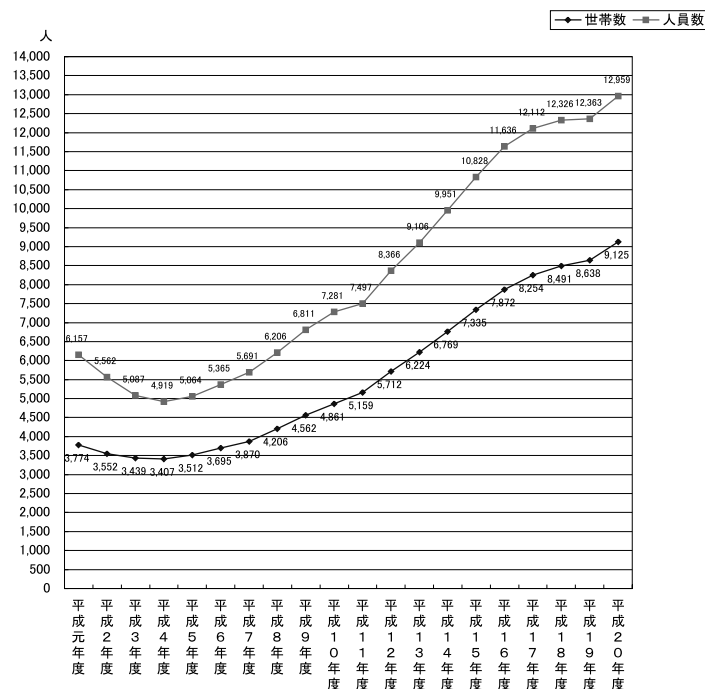
■課題

生活困窮者に対し最低限度の生活を保障するとともに、複雑化・多様化した生活困窮状況を踏まえ、個別のニーズにあったきめ細かな支援を行い、就労面での自立だけでなく日常生活や社会生活における自立の助長が必要です。

■国・都・他自治体の動向

平成17年度から、国は多様化する受給者の問題に対応するため、自立支援プログラム^{*2}を推進しています。都は、区市町村へ自立支援に要する経費を支給する自立促進事業とともに、区と協定を結び、路上生活者対策事業^{*3}を実施しています。

図1 生活保護受給世帯数・人員数の推移（各年度3月現在）



(図1出典：区練馬総合福祉事務所)

この施策で展開する主な事業

<生活保護制度の充実>

- 各種の扶助給付により健康で文化的な最低限度の生活を保障します。
- 自立支援プログラムに沿ったきめ細かな援助・関係機関との連携により、自立を支援します。

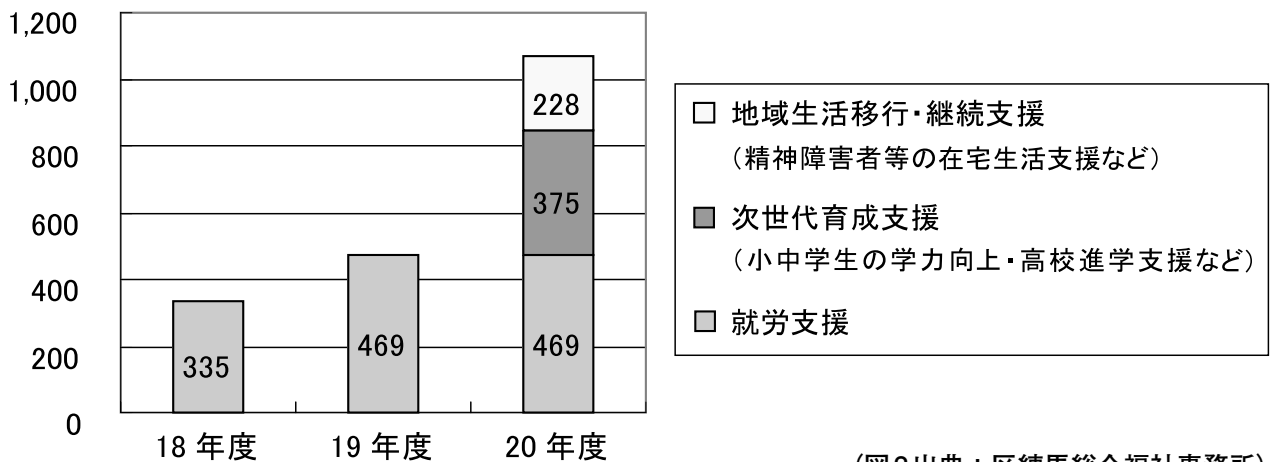
<法外援護等の充実と自立援助>

- 生活保護受給世帯に対し、小中学生の学習環境整備などの法外援護を行い、自立を支援します。

<各種資金貸し付け制度の運営>

- 緊急時の生活保障や就業等に向けた資金として、各種の貸付を行います。

図2 自立支援プログラムに基づき支援した延べ人数（単位：人）



(図2出典：区練馬総合福祉事務所)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
自立支援プログラムに基づき支援をした延べ人数	1,072人	1,700人	拡大

(指標と目標値の設定理由)
 自立に向けた区の働きかけを測定します。平成20年度の数値を基準に、毎年100人増加することをめざします。

この施策の主な担当組織	健康福祉事業本部 福祉部 総合福祉事務所
-------------	----------------------

▶用語解説

- ※1 DV：「ドメスティック・バイオレンス」のことで英語の「domestic violence」の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった男性から女性（または女性から男性）に対して振るわれる暴力のこと。
- ※2 自立支援プログラム：生活保護受給者が抱える多様な生活課題の解決に向けて、適切な支援が実施できるように、福祉事務所があらかじめそれらの課題を分析、類型化して、具体的に支援の内容や手順を定めたもの。
- ※3 路上生活者対策事業：路上生活者に対して、巡回相談から緊急一時保護、就労自立支援、地域生活継続支援など、一貫した相談、支援を実施し、その自立の達成を目的としたもの。